

法務・検察行政刷新会議（第6回）

議事録

- 第1 日 時 令和2年10月15日（木） 自 午後 1時59分
至 午後 5時04分
- 第2 場 所 東京高等検察庁17階第2会議室
- 第3 議 題 1 「我が国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための
方策」についての議論
2 その他
- 第4 議 事 （次のとおり）

議 事

○保坂事務局 ただいまから法務・検察行政刷新会議の第6回会議を開催いたします。

座長、お願いいたします。

○鎌田座長 本日は皆様、大変お忙しい中御参加くださりまして、ありがとうございます。

まず、本日の委員の出欠状況について確認させていただきます。

本日は、富山委員と山本隆司委員におかれましては御欠席でございます。また、小林オブザーバーにおかれましては所用のため午後3時30分頃、久保事務局におかれましては午後4時50分頃に御退席の予定と伺っております。

それでは、議事に移らせていただきます。

前回の会議におきましては、本会議における検討の柱の二つ目である法務行政の透明化について、活発な御議論を頂きました。

私の認識に基づいて前回の議論を簡単に小括させていただきますと、これまでの取扱いに明確なルール違反がなかったとしても、今後は法律の制定・改廃に匹敵するような重要な解釈変更につき、法律の制定・改廃の場合に準じ、文書主義に基づき必要な行政文書が的確に作成・保存されるとともに、所要の規定に基づく決裁がなされるよう、法務省内のルール又は運用について必要な見直しを検討すべきこと、この点につきましてはおおむね御異論がなかったものと理解いたしております。

また、そのほかに、今回の解釈変更のような重要な意思決定については、今後はより早期に、国民に対して分かりやすい説明がなされるべきこと、また、法務・検察内部で若手を含めて意見を言い合えることが必要であり、そのような雰囲気がないとするならば、今回を契機にそのような場を設けて法務・検察内部でまずは議論がなされるようにすべきこと、終身雇用を前提とした定年制自体が既に時代に見合わなくなっており、法務・検察を含む国家公務員全体の人事制度を長期的に見直していく必要があることなどについても御意見を頂きました。

委員等におかれましては、更に御意見があるかもしれませんが、法務行政の透明化については前回の会議での御議論により大方御意見が出尽くしたのではないかと理解しております。

そこで、早期に三つの検討の柱についての実質的な議論を一巡させる観点からも、前回会議でもお伝えいたしました、本日の会議では冒頭から、本会議における検討の三つ目の柱である、我が国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための方策、この点についての議論に入りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、三つ目の検討の柱である、我が国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための方策についての議論に入ります。この検討の柱に関して取り上げるべき具体的な検討事項といたしまして、これまで既に、対外的な広報・情報発信の在り方を取り上げるべきであるとの御意見がありましたし、刑事手続の在り方に係る具体論について、これにつきましては本会議で取り上げることの当否も含めてありますが、様々な御意見があったところです。

そこで、三つ目の検討の柱について具体的な議論をしていく前提として、まずは我が国の刑事手続について国際的な批判ないし指摘としてどのようなものがあり、それに対して理解を得るためどのような取組が行われてきたかについて、委員等の間で共通の認識を得ていく

ことが有用と考えました。

また、第1回の会議におきまして小林オブザーバーからは、我が国の刑事司法についての国際機関からの評価等に関して追加の説明の御要望もありました。これも、ただいま申し上げた国際的な指摘等に関連するものと考えられます。さらに、久保事務局に作成いただきました検察改革の進捗状況の評価に関する資料も三つ目の検討の柱の議論と主に関わるものと思われま。

そこで、本日は、まず当局から、対外的な広報に係るこれまでの法務省の取組、我が国の刑事司法制度に対する国際機関からの評価等について説明をしていただき、さらに、久保事務局からも作成資料について御説明を頂いた上で、それらを踏まえて議論を進めていきたいと思ひます。

まず、当局から、対外的な広報に係るこれまでの法務省の取組と、我が国の刑事司法制度に対する国際機関からの評価等について、併せて説明をしてもらひます。

それでは、説明者、よろしくお願ひいたします。

○杉原大臣官房国際課付 ありがとうございます。法務省大臣官房国際課付の杉原と申します。

これから、我が国の刑事司法制度に関する国際発信につきまして、これまでの取組を御説明いたします。お手元に配布させていただいております資料1「我が国の刑事司法制度に関する主な対外発信」を御覧ください。

この資料の「1」といたしまして、「令和2年1月～2月における主な発信」と記載しております。ここにおきましては、カルロス・ゴーン氏がレバノンに逃亡して間がない段階での法務省・検察庁による主な発信を記載しております。

まず、ゴーン氏のレバノン逃亡を受けまして、表の1、2にあるとおり、本年1月5日、東京地検次席検事と法務大臣がそれぞれコメントを發出いたしました。これらのコメントにおきましては、我が国の刑事司法制度について、個人の基本的人権を保障しつつ事案の真相を明らかにするために適正な手続が定められ、適正に運用されていることなどを指摘しております。これらのコメントはその後、英語に翻訳し、法務省ホームページ等に掲載しております。

続きまして、表の3、4、5でございますが、1月9日、法務大臣が2回、東京地検次席検事は1回、それぞれコメントを發出いたしました。これらは、ゴーン氏が日本時間の1月8日にレバノンで記者会見を行ったことを受けたものでございます。大臣コメントにおいては、例えば、「刑事司法制度の是非は制度全体を見て評価すべきであり、その一部のみを切り取った批判は適切でない」ことを指摘した上で、ゴーン氏が会見で述べた、「人質司法である」との批判や、「有罪率が99%であり公平な判決を得ることができない」との批判、取調べ全般に対する批判等に対する反論を行いました。また、次席検事コメントにおいては、「自身の犯した事象を度外視して、一方的に我が国の刑事司法制度を非難する被告人ゴーンの主張は、我が国の刑事司法制度を不当におとしめるものであって、到底受け入れられない。」こと等を指摘しております。これらのうち大臣コメントは英語とフランス語に、次席検事コメントについては英語にそれぞれ翻訳いたしまして、法務省ホームページ等に掲載いたしました。

続きまして、表の6でございますが、法務大臣から米国のウォールストリートジャーナル紙に反論寄稿を行い、1月14日にそのウェブ版に掲載されました。この大臣の寄稿は、ウ

オールストリートジャーナル紙の社説等への反論であります。「日本の刑事訴訟は、複数の過程を経ながら、そこには裁判官によるチェックも含めて慎重に進められる構造になっており、その間の被疑者・被告人の権利にも細心の注意を払っている」ことなどを指摘するものであります。

次に、表の7にあるとおり、法務大臣から英国のフィナンシャルタイムズ紙に寄稿を行い、1月20日にそのウェブ版に掲載されました。この寄稿は、被疑者・被告人の身柄拘束における裁判官のチェック、検察官による起訴の在り方、被疑者の取調べ、被告人の保釈等に言及するものとなっております。

さらに、表の8でございますが、我が国の刑事司法制度について和文と英文でQ&Aを作成し、1月21日、法務省ホームページに掲載いたしました。問いは全部で14問であり、例えば、「日本では、逮捕、勾留に当たりどのような要件があり、誰が判断するのですか」、「検察官は、犯罪の嫌疑もないのに、自らの判断だけで逮捕し、有罪とすることはできるのですか」、「日本の刑事司法は、『人質司法』ではないですか」といった、我が国の刑事司法制度全般にわたるものとなっております。ゴーン氏によるメディアを通じた主張や海外での報道ぶりを含む国内外での様々な指摘を踏まえて作成したものとなっております。その上で、これらの問いにできる限り平易な言葉で答える形としております。

続きまして、表の9、10、11であります。フィナンシャルタイムズ紙のほか、日本の英字新聞であるジャパントイムズ紙、米国のブルームバーグ紙による法務大臣のインタビュー記事が、それぞれ1月26日、2月2日、2月12日にそれぞれのウェブ版に掲載されました。これらの記事においては、取調べの重要性、取調べへの弁護人立会い、取調べの録音・録画等に言及するものとなっております。

さらに、表の12にありますとおり、2月13日、法務大臣において日経アジアレビュー紙に寄稿を行い、これもウェブ版に掲載されました。この寄稿は、例えば、「我が国の刑事手続において日本人と外国人との間で差別的な取扱いがなされていないこと」、「取調べへの弁護人の立会いについては刑事司法全体のバランスを考えて議論する必要があること」、「検察は的確な証拠によって有罪判決が得られる高度の見込みがある場合に初めて起訴しており、このような運用が高い有罪率に影響していること」などを指摘するものとなっております。

そのほか、資料には記載しておりませんが、法務大臣において記者会見で発信をし、また、法務省の事務方において外国プレスへのブリーフィングを行うなどしております。

以上の発信の具体的な内容につきましては、資料2から9として配布させていただいております。このうち、資料2の「カルロス・ゴーン氏のメディアを通じて行った主張・報道等及びこれらへの対応状況」ですが、これはゴーン氏がメディアを通じて行った主な主張とその発信場面、これらの主張内容に言及した海外メディアの報道状況、そして、これらに対する法務省・検察庁による反論を整理しております。資料3から9は、先ほど御説明いたしました法務大臣コメントや東京地検次席検事コメント、Q&A等でございます。

以上が、ゴーン氏の逃亡後間もない段階での主な発信でありますけれども、これら以外の法務省としての主な情報発信について、補足して御説明いたします。

我が国の刑事司法制度について国際的な理解を得るための資料として、資料1に戻っていただきますと、「2 その他」の欄に記載しているとおりでございます。法務省パンフレッ

トの英語版、犯罪白書の英語版、「Criminal Justice in Japan」と題する英文の資料がございます。これらについては参考資料として配布させていただいているところであります。

このうち法務省パンフレットの英語版におきましては、我が国の刑事事件の流れ等を紹介しております。犯罪白書の英語版におきましては、刑事事件の処理の実態について、各種の詳細なデータ等を提供しております。また、「Criminal Justice in Japan」でございますけれども、これは法務総合研究所の国際連合研修協力部が運営をしております国連アジア極東犯罪防止研究所、UNAFEIとも呼んでおりますが、これが作成したのとなっております。我が国の刑事手続全体の概要を英語で紹介する内容となっております。

以上の英文資料につきましては、法務省の英語版ホームページに掲載しておりますほか、例えば、外国の要人への表敬や各種の会談や会議など様々な機会を捉えて、各国の司法関係者等に配布、あるいは送付しているところでございます。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○鎌田座長 ありがとうございました。

引き続き、刑事局からお願いいたします。

○吉田刑事法制管理官 法務省刑事局刑事法制管理官の吉田と申します。私からは、第1回会議において小林オブザーバーから資料の御要望を頂いておりました、世界各国の刑事裁判の在り方について国際機関が評価したランキングや、刑事裁判における被疑者の人権保護に関する国際的なガイドラインについて御説明いたします。

結論から申し上げますと、刑事裁判の在り方について国際機関が評価したランキングについては、そのようなものの存在を把握しておりません。

他方で、被疑者の人権保護に関する国際的なガイドラインについては、例えば、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）などの人権諸条約に刑事司法における人権保障に関する規定があり、我が国も条約締約国として、我が国の刑事司法制度やその運用について国際機関の審査を受け、勧告を受けることがあります。そうした審査において指摘がなされ、政府として国際機関に説明してきた主な事項は、先ほど杉原から御説明した国際発信の内容とも重なりますので、先ほどの表の8の法務省ホームページに掲載しているQ&A、資料9ですが、その内容の幾つかを取り上げて御説明させていただきます。

我が国の刑事司法制度に対しては、人質司法ではないかとの指摘がなされることがあります。この点については、Q&Aの問3のところに回答を掲載しております。人質司法との表現は、我が国の刑事司法制度について、被疑者・被告人が否認又は黙秘をしている限り、長期間勾留し、保釈を容易に認めないことにより自白を迫るものとなっているなどと批判し、そのように称するものと理解しております。この点については、我が国の刑事司法制度は身柄拘束によって自白を強要するものとはなっておらず、人質司法との批判は当を得たものでないことを政府としてこれまでも説明してきたところです。

我が国の刑事訴訟法においては、被疑者・被告人の身柄拘束について厳格な要件及び手続が定められており、人権保障にも十分に配慮したのとなっております。すなわち、被疑者の勾留については、裁判官による審査が求められ、具体的な犯罪の嫌疑を前提に、証拠隠滅や逃亡のおそれがある場合等に限って認められることとなっております。そして、勾留等の決定に対しては不服申立てをすることもできます。起訴された被告人の勾留についてもこれと同様であり、証拠隠滅のおそれがある場合などの除外事由に当たらない限り、裁判所によ

って保釈が許可される仕組みとなっています。その上で、一般論として、被疑者・被告人の勾留や保釈についての裁判所の判断は、法律に基づき個々の事件における具体的な事情を踏まえて行われており、不必要な身柄拘束がなされないよう運用されています。このように、我が国の刑事司法制度は被疑者・被告人の身柄拘束について厳格な要件及び手続が定められており、身柄拘束によって自白を強要するものとはなっておらず、人質司法との批判は当たらないと考えています。

次に、我が国の刑事司法制度に対しては、なぜ被疑者の取調べに弁護人の立会いが認められないのかという指摘がなされることもあります。この点については、Q&Aの間7のところに回答を掲載しております。

弁護人の立会いの趣旨は、違法な取調べや不適正な取調べが行われないようにすることにあると考えられますが、我が国の刑事司法制度においては取調べの適正を確保するための様々な方策が取られています。例えば、被疑者には黙秘権や立会人なしに弁護人と接見して助言を受ける権利が認められておりますし、取調べの録音・録画によって取調べの状況が事後的に検証可能となり、適正を確保することが可能となっています。

被疑者の取調べに弁護人が立ち会うことを認めるかについては、これまでも法制審議会において議論がなされています。そこでは、弁護人の立会いを認めた場合、被疑者から十分な供述が得られなくなることで事案の真相が解明されなくなるなど、取調べの機能を大幅に減退させるおそれが大きく、そのような事態は被害者や事案の真相解明を望む国民の理解を得られないなどの意見が示され、弁護人の立会いは導入しないこととされました。取調べの録音・録画制度は、こうした議論を経て、取調べの適正さを確保する方策の一つとして導入されたものです。

次に、我が国の刑事司法制度に対しては、有罪率が99%を超えるのはなぜかとの疑問が示されることがあります。この点については、Q&Aの間13のところに回答を掲載しております。

この99%という数字には、公訴提起の仕組みやその運用の在り方等が影響しているものと考えられます。すなわち、我が国では検察官は、無実の人が被告人として刑事裁判に立たされることの負担や、その他の起訴されることに伴う様々な不利益を被ることなどをできる限り回避するために、的確な証拠によって有罪判決を得られる高度の見込みのある場合に限って起訴するという運用が定着しており、そのような起訴段階での慎重なスクリーニングが有罪率の高さをもたらす大きな要因になっているものと考えられます。

平成30年の刑法犯の起訴人員と不起訴人員の合計数に占める起訴人員の割合、いわゆる起訴率は37%にとどまっており、有罪率が99%であるという場合は、この37%の事件が分母となります。加えて、我が国では英米法系諸国のような有罪答弁の制度、すなわち、被告人が起訴事実について有罪であると答弁した場合には有罪か無罪かの審判を行わずに量刑の判断を行うという制度は採用しておらず、有罪判決がされる事件のうち約9割は被告人側が有罪を争わない事件であるということにも留意が必要であろうと思われます。したがって、有罪率が高いことをもって、我が国の刑事裁判が公平・公正に行われていないとか、公正を欠くかのように言うのは実態に合わないものです。

我が国の刑事司法制度に関し、国内外から指摘される主な点についての国際発信の内容を御紹介いたしました。今後も国内外から正確に理解されるよう十分な説明に努めてまいりた

いと考えております。

私からの説明は以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。ただいまの当局の説明に対する御質問は、後でまとめてお願いすることとして、次に、久保事務局から作成資料につき御説明を頂きます。

なお、久保事務局の資料に関しましては、資料内容に関連して当局に質問のある委員等もおられるかと存じますので、検察改革に関連する当局の担当者に同席してもらいます。

では、久保事務局から御説明をお願いいたします。

○久保事務局 それでは、私の方から資料10につきまして説明をさせていただきます。こちらは検察の在り方検討会議における提言の実施状況をまとめさせていただいたものになります。

こちらの会議の第2回の会議の際の配布資料の中に、法務省当局作成の提言の実施状況という一枚物の資料がございました。こちらは、その提言を受けて具体的に法務省・検察が実現したものが内容となっております。今回、森前大臣、それから座長からの御指示で私の方で作成しましたのは、それに加えて、提言の中に記載されていたものとして、実施されていない部分、あるいは実施されているかどうか不明である部分があるという御指示を頂きまして、作成をさせていただいたものになります。

法務省や検察庁の方で既に実施している点につきましては、これまでも当局の方から詳細な御説明がありましたので、私の方からの説明は省略をさせていただきます。それから、この表の中でも、柱3に関するものということで、刑事関係に関する部分について中心的に説明をさせていただきます。

まず、表の形式的な点について説明をさせていただきます。こちらの左から3列目には、検察の在り方検討会議で統一した提言とはなっていないものの両論併記になったものですか、提言自体には記載がないものの会議の中で議論された点のうち、特に今回の会議でこれまでに委員の方から御意見が出ている点などについて、幾つか私の方でピックアップさせていただいたものです。

その右隣の該当議事録という欄は、検察の在り方検討会議の回数を記載させていただいております。この検察の在り方検討会議の議事録につきましては現在、法務省のホームページ上からは削除されていますが、委員の皆様にはデータでお渡ししているものがございますので、必要に応じてそちらを御参照ください。

その次の5列目以降には、検察の在り方検討会議の提言に記載されている提言と、今後の指針として記載されているものの概要をまとめさせていただきました。検察の在り方検討会議の提言、最終的な取りまとめの中には、議論が出されたものの結論が出なかった問題として、先ほども申し上げたように、賛成意見ですとか反対意見などの両論併記がなされているものがあります。○と記載させていただいたものは、最終的に統一した提言となっているもの、△とさせていただいているのは、委員の意見として紹介されているもの、あるいは今後の指針としてこうあるべきだといった、そういうものが記載されているものを△とさせていただいています。

例えば、通し番号、左から2列目の数字として6番を御覧ください。取調べの全過程の録音・録画自体は最終的な統一の提言にはなっていないものの、全課程の録音・録画を今後目指すべきであるという意見を多くの委員が支持したということで、指針として記載をされて

います。実際、検察の在り方検討会議の際も、取調べを録音・録画するという点については、捜査に重大な支障があるという批判的な意見も委員からは出されていましたが、最終的な提言としては、全面可視化を今後目指すべきだという大きな方向性が示されておりました。ただ、実際のところ、現時点でも取調べの全過程の録音・録画というものは実現しているわけではありませので、一番右の成果という欄には×を付けさせていただいております。

それから、逆に取調べの可視化の成果として、当局の方の提言の実施状況のペーパーにも、可視化が実施された点については、その記載はされていたんですけども、更に細かく提言の中ではいろいろなパターンが記載されておりましたので、通し番号の3から11に掛けて、取調べの可視化に関する項目をまとめさせていただいております。例えば、特捜部の事件の取調べの可視化ですとか、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある方の取調べについての可視化などは、既に実施をされているという状況です。

反対に、その提言の中で言及されていたものとして、通し番号の14番には、被疑者ではなく参考人の取調べの可視化についても、あるべきではないかという意見が紹介されています。これについては現時点では、例えば年少者の被害者などについての事情聴取が録画されるという場面もございますが、その程度にとどまっているという状況ではありますので、成果の欄には、ほとんど実施されていないという点で、一番右に▲を付けさせていただいております。

先ほども当局からもありました弁護人の立会いの問題につきましては、番号の16番に紹介をさせていただいております。こちらにありますように、検察の在り方検討会議でも弁護人の立会いについては議論がなされておりました。ただ、その際は取調べの可視化もまだ実施されていないような段階でしたので、そもそも立会いどころか録音・録画についても捜査への支障が多いのだという反対論もありました。そうした議論も踏まえて、まずは録音・録画を慎重に実施し、その上で今後、立会いについては更に慎重に検討することが必要だという反対意見が述べられていたことなどが提言には記載されております。そうした両論があることを踏まえて、弁護人の立会いにつきましては、新時代の刑事手続について検討する会議で議論・検討することを期待、ということが今後の指針として記載されておりますが、現時点では実施されていないという点で、一番右の列の成果の欄には×を記載させていただきました。

そのほか、本会議でも御意見が出ている点として、人質司法の問題につきましても検察の在り方検討会議で意見が出ておりました。これは通し番号の17番になります。人質司法という言葉にはいろいろな意味が含まれておりますので、単純に成果の欄に記載をするのが難しい点でもあります。ただ、例えば17のすぐ右に書いてありますように、人質司法に関する問題として、例えば、起訴後いたずらに保釈請求に反対しないことを徹底すべきだという意見も出ておりました。この点に関しては、現在の実務上、保釈を請求すると、裁判所は検察官に賛成か反対かという意見を聞くという仕組みになっておりますが、実際のところ、保釈を請求すると検察官の意見は反対意見がほとんどですので、成果の欄には×を記載させていただきました。また、先ほど法務省当局からの御説明にもありました、否認事件における保釈の運用に関して補足させていただきますと、実際、否認事件において保釈請求をした場合に保釈を却下するという結論が出た場合には、その却下する理由として、否認をしているということが言及されるのはよくある話であるということについても紹介をさせていただき

ます。

それから、またちょっと順番が前後しますが、通し番号の15番には証拠開示について、全面開示をするべきだという意見が検察の在り方検討会議の際に出ておりました。あるいは、証拠自体ではなくても、検察官が持っている証拠の標目のリストを開示すべきだという意見がありました。現在も検察官が持っている証拠は弁護人に全て開示されるということはありません。ただ、一定の場合に、以前よりも広く証拠が開示されるようになったほか、裁判員裁判の対象となる事件ですとか、それ以外に、実際に裁判を行う前に公判前整理手続という手続を経るようになったケースなどにおいては、証拠開示が広く認められるようになっていたり、あるいは証拠の標目のリストが開示されるようになっておりますので、成果の欄には、一番右に△を記載させていただきました。

法務省当局の提言の実施状況ペーパーにあったものは反映させていただいたんですけども、これまでの当局からの御説明をこちらの表に全て反映できていない点もあると思いますので、不足があれば法務省当局において補足をお願いしたいということは事前にお伝えをしております。

また、この表自体ですが、日弁連作成というような御紹介を以前、頂いていたんですけども、時間の都合上、日弁連の関連委員会などの詳細な検討を経ているわけではないので、事務局としての私の責任において作成したものと御理解いただければと思います。

私からの説明は以上になります。

○鎌田座長 ありがとうございます。

続きまして、検察改革の関係で、第4回会議におきまして紀藤副座長から監察指導案件についての御質問がありました。ここで、この御質問に対する回答をお願いしたいと思います。御当局からお願いします。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） 法務省で刑事担当の大臣官房参事官をしております大塚と申します。どうぞよろしくお願いたします。

座長から今、御指摘がありました、第4回の会議で最高検監察指導部における監察指導の状況について当方から御説明を申し上げましたところ、紀藤委員から、資料2としてお配りしておりました平成30年10月から令和元年9月までの監察指導等の状況について御質問がありました。今申し上げました、この第4回会議で配布しました資料2につきましては、本日も席上にお配りしております。こちらに基づいて御説明いたしますので、御覧いただければと存じます。

紀藤委員からのお尋ねは、この資料、2枚おめくりいただきまして3枚目ですね、最後の4、監察結果別件数という表題が付いているもの、これにつきまして、内訳として記載されております赤色、改善等の指示、それから黄色、注意喚起、青色、これは原庁等で行われた注意・指導で足りるとしたものの合計、足し算しますと46件になるわけですが、これにつきまして被害者対応に問題があった事例が何件含まれているのかと、このようなものでございました。

この点、監察を実施した結果、被害者等への対応に問題があったと判断された事例は合計5件でございます。具体的に申し上げますと、この赤色の改善等の指示に当たるものが、これはございませんでした。それから、黄色の注意喚起とした事例、これは1件ございました。残りの4件につきましては、青色の原庁等で行われた注意・指導で足りるとしたものに

該当するというものでございます。

若干補足して申し上げますと、1枚目、お戻りいただけますでしょうか、2のところ、情報受付件数及び監察件数（類型別）という表題の表が載っていますので、こちらを御覧いただければと思います。紀藤委員のお尋ねの趣旨につきましては、被害者等の対応への不満と、取調べに関する不満等との対比にあるものというふうに理解してございます。こちらに記載した類型は、あくまでも情報受付時点での分類にすぎないものではございますけれども、こちらの情報受付件数を見ますと、取調べに関する不満等の件数が152件、被害者等対応への不満の21件より多くなっております。もっとも、前提として申し上げますと、例えば薬物事犯ですとか道路交通法違反事件などにおきましては被害者が観念されない事件も相当数ございますし、被害者等への対応と被疑者の取調べとの間で、その機会の有無や回数について違いがございまして、件数自体を比較対照するというのはしにくいのではないかとこのように思っております。

また、監察が実施された件数につきましては、取調べに関する不満等が152件で、監察件数が138件、被害者等対応への不満が21件で、監察件数が14件となっておりますけれども、上から二つ目の捜査・処理及び公判活動への不満というものがあります。こちらについては情報受付件数185件で、監察件数2件となっておりますけれども、ちょっと詳細を申し上げにくいところがございますが、この捜査・処理及び公判活動への不満の情報提供者につきましては、被疑者等のほか、被害者、告訴・告発人、それから、事件とは関係のない一般の方など、様々な立場の人からの申入れがそれぞれ相当数含まれているということでございますので、この上から2列目のところが、例えば専ら被疑者からのものであるというようなものではございませんので、その点につきまして御留意を頂ければと思います。

以上、当局からの説明でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して、まとめて質疑応答を行いたいと思います。いつものことですが、御発言される委員等の方は、ウェブで参加されている委員等に発言者が分かるよう、お名前をおっしゃってから御発言をしてください。それでは、挙手をお願いします。

では、篠塚委員、どうぞ。

○篠塚委員 すみません、先ほどの国連等の委員会からどんな意見が出されたかということについて、まとめて問いと答えという形で、それはそれで分かりやすいとは思いますが、実際どういう意見があったかということと、法務省の反論に対して更にまた委員会が意見を述べていますので、それをちょっと御紹介させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。5分程度で。篠塚の本日の説明補助資料の9ページに別紙というのを付けて、青いものですが、9ページからです。簡単に説明させていただければと思います。

まず、国連の拷問禁止委員会については、2007年8月7日と2013年6月28日に、それぞれ日本から出された報告書の審査についての結論と勧告というものが出されております。まず、2007年の分で言いますと、やはり、まずは起訴前の勾留期間が長い、23日は長いというのが国際機関から見ての考えです。それから、公判前の勾留の件数が非常に多いということも指摘されています。それから、起訴前の保釈制度がないということについて懸念が示されております。それから、捜査段階の関連資料が弁護人には開示されないということも問題点と指摘されています。それから、起訴するに当たって検察官がどんな証拠を出すか

について、開示するかについても検察官に裁量が与えられていることについて、懸念が示されております。

その上で、弁護人の立会権、弁護人が被留置者の取調べに同席できるようにすること、ということをお勧めされております。それから、捜査段階の記録についても弁護人に閲覧させるべきだと、確保されるようにすべきだということが、まず2007年の方であります。

それに続きまして、裏の10ページなのですけれども、委員会としては、やはり有罪の件数が非常に多いということ、それが自白に基づく有罪が数多いということについて懸念を示し、全ての取調べに弁護人の立会いが義務づけられていないことを懸念するとしております。委員会は、国内法において条約に適合しない形でなされた取調べの結果として、そうした自白も証拠として採用されることに懸念を示して、これが拷問禁止条約の15条に違反することを懸念するということを述べております。この中で、更に言いますと、録音・録画の問題と弁護人立会いによって、取調べについて組織的な監視をすることが必要だということをお勧めしております。

それから、2013年6月28日の総括所見では、引き続き72時間の弁護士へのアクセスが制限されていることや、起訴前保釈がないこと、それから、23日間の警察における勾留ということに対して遺憾の意を示されております。引き続き、逮捕された瞬間から法的支援が確保されなければならないとされています。それから、親族に会う権利等も含めて、要するに被疑者の法的な保護をもっと充実するよという勧めが出ております。さらに、日本の司法制度は実務上、自白に広く依存しており、弁護士の立会いのない中で取調べが行われているということ、全ての取調べにおいて弁護人の立会いが義務づけられていないことを問題としております。最後のところ、(b)と書いてありますけれども、刑事訴追の際に、自白に証拠の主要かつ中心的な要素として依存するような慣行を終わらせるべきだと、そのための捜査手法の改善を求めています。

それから、国連自由権規約委員会の総括所見です。この規約は1979年に日本も批准しておりますので、国内的効力もあるわけです。それで、1998年の総括所見におきましては、やはり同様に、起訴前の勾留期間が23日間というのは長いということ、起訴前保釈がないということ、それから、弁護人の立会いなしに被疑者の調べが行われているということについて懸念が表明されております。それから、同様に有罪が自白に基づくものが多いことに対して懸念が表明されております。

それから、2008年の総括所見におきましても、ここは先ほどのような法務省の意見に反論するような形になっています。弁護人に立会権を認めると真実を明らかにするよう被疑者を説得するという取調べの機能を阻害するという理由で、弁護人の立会いを認められていないことに対しても懸念が表明されております。

次に、2008年についても同様な懸念が表明されております。2014年についても同様に、取調べにおける弁護人の立会いがないことについて懸念が表明されております。

以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

今の点について、何かありますか。特にコメントなければ、ほかの方の御質問をお伺いします。ほかに。ウェブ上の委員等の皆さんも、質問という点ではよろしいですか。

それでは、太田委員どうぞ。

○**太田委員** 太田です。先ほど御説明いただいた事務局作成の資料なのですが、在り方検討会議の提言というのを見てみますと、その提言事項というのは枠囲みなどで明示的に示されています。この提言内容に関しては、先ほどの御説明では、既に実施されたものについては省略したということのようですが、○になっているところもあり、提言事項が必ずしも網羅されていないので、この取捨選択の基準というのがよく分かりません。

それから、今後の指針というのがありますけれども、かくあるべしというのはいもう提言事項としてまとめられていたように思うんですが、今後の指針という位置付けがこの会議であったのだろうかというの、よく分からなかったところがあります。

さらに、左端の方の在り方検討会議での意見というのは、議事の中での委員の意見ということだと思っておりますが、これについても一部の意見のみが取られているようでありますし、また、その意見が出たからといって、これが提言になっているわけでもないと理解するんですけども、この辺の取捨選択の基準というのはい一体どのようになっているのか、その点を教えていただければと思います。

○**久保事務局** では、まず直近の一番左の、検察の在り方検討会議の意見で抜粋しているものの基準なんですけれども、まず、議事録が膨大なもので、その全部について精査して記載しているわけではありません。ですので、OCRを掛けて機械的に、今回の会議で意見が出ている点について言及があるものを抜粋して記載しているものがあります。

それから、こちらの欄の中でも提言何ページと記載させていただいているものは、検察の在り方検討会議の提言のまとめ自体に紹介されている意見という位置付けになります。ですので、御覧いただいたとおり、基本的には提言にあるものを記載させていただいております。それに加えて、今回特に、委員の中から既に意見が出ているものについては、検察の在り方検討会議でも既に意見が出たものであるという御紹介のために、特にピックアップして記載をさせていただいているという位置付けになります。ですので、おおむね提言何ページという記載をさせていただいておりますので、提言の中のものを抜粋したものが中心というのが基準ということになります。

それから、実施について、既に実施されているものがどこまで書かれているかという点なんですけれども、基本的に実施状況については、先ほども御紹介したとおり、法務省の方で作成された提言の実施状況の一枚物のペーパーに書かれているものについては、まず一通り全て記載をさせていただいたとの位置付けになります。それから、こちらの方で弁護人として活動していて、既に明らかに分かっているものについては、記載をさせていただいております。

それから、先ほども申し上げたように、実施したものについては、これまで当局から口頭あるいはほかの詳しい資料でも御説明のあった点があると思うんですけども、そちらは法務省、検察庁の方から御紹介いただく方が正確ですので、その点については抜けている部分もあるのではないかとすることは、こちらとしても承知しておりますので、実施されている部分についても記載がない点がある場合については、法務省の方で補足を頂きたいとの位置付けになります。

○**鎌田座長** その点、よろしいですか。

○**太田委員** ありがとうございます。ということは、意見については関連がありそうなものを抽出したという意味で、意見について成果という評価は必ずしも当たらないような気もいた

しますが、いずれにしても作成の考えとしては理解をいたしました。

○鎌田座長 ありがとうございます。

小林オブザーバー、どうぞ。

○小林オブザーバー ありがとうございます。まず、私の初回の質問に対して、大変御丁寧な当局の方の御説明ありがとうございました。資料9の1について、大変よく理解させていただきました。加えて、篠塚委員からの追加御説明によって、国連の各種委員会からどのような日本の刑事手続についての指摘があったかという具体的な指摘内容についても、大変よく理解をさせていただきました。

その上で、私は本当に法曹界の外の人間なもので、非常に初歩的な質問を幾つかさせていただきたいんですが、まず一つ、この資料9の1の間7の弁護人立会いのところのQ&Aについて。そもそも取調べに弁護人が立ち会うこと、ということがどこか法律で禁止されているようなことなのかというのを一つ、基本的な事実として教えていただけたらと思います。法改正が必要なくらいのことなのか、あるいは運用上、立会いを認めようと思えば認められるような法制度なのかということをお教えいただければと思います。1点目。

2点目に、同資料の5ページ目から6ページ目に掛けて、もし弁護人の方が立ち会うことを認めた場合に、取調べの機能が大幅に減退されるおそれ大きいと書いてあるんですが、ちょっと私には、どういったデメリットがあり得るのかというのがきちんと想定というか、理解できていないので、弁護人の方が立ち会うことで、なぜ取調べの機能が大幅に減退するのかというのを、もう少し詳しく教えていただければと。この2点をまず伺えればと思います。よろしく願いいたします。

○鎌田座長 それでは、これは刑事局から、御説明お願いいたします。

○吉田刑事法制管理官 御質問ありがとうございます。

まず、御質問の1点目ですけれども、取調べへの弁護人の立会いを禁止する規定は刑事訴訟法にはありません。禁止されていないということです。

それから、2点目の弁護人の立会いに伴う弊害についてですが、取調べというのは一般に、供述者に質問をして、供述を求めていく、もし真実を話していないと考えられる場合には真実を話すように説得をする、また、供述内容が既に収集済みの証拠と矛盾しているとか、内容自体において不合理であるという点があれば、その点を問いただすといったことを繰り返しながら、真実の供述を引き出していく捜査活動です。

弁護人の立会いを認める場合には、単に取調室に同席するというだけではなくて、取調官と被疑者との間のやり取りに介入して遮るとか、あるいは取調べ中に被疑者に助言をするということなども可能にすべきだということを含んでいるのではないかと考えられますが、そうだとしますと、ただいま申し上げたような取調べにおける発問、説得、それから問いただすといったことが行えなくなってしまうのではないかと危惧されることです。その結果、被疑者が本当のことを話しているのかどうかという供述の真偽の見極めも困難になると考えられます。

また、捜査官による質問や説得は、関係者のプライバシー等に関わる情報などを含む捜査情報が含まれるものです。そうした捜査情報が逐一リアルタイムで弁護人に知られることを捜査官として避けようと考えて、十分な質問ができなくなってしまうおそれもありまして、そうした意味で取調べの機能が低下するおそれ大きいということです。

また、仮に、弁護人の立会いを認めるとした場合に、弁護人の立会いがなければ取調べが行えないという制度にする場合には、限られた身柄拘束期間内に十分な捜査を遂げることも困難となってくると考えられます。勾留期間は法律によって制約されておりますので、例えば、勾留期間の満了に近づいたところで被疑者に何か確認をしなければならなくなったとして、弁護人の立会いが得られないので取調べが行えないということになりますと、やはりこれは捜査活動に大きな支障となってくると考えられるところです。今申し上げたようなことを含めて、先ほどのQ&Aでは、取調べの機能が大幅に減殺される、阻害されるおそれが大きいというふうに書いているものです。

○鎌田座長 小林オブザーバー、よろしいですか。続けてどうぞ。

○小林オブザーバー 吉田様、御丁寧な御回答を頂きまして、ありがとうございました。

今お話しいただいたような阻害要因というのはあり得るかもしれないという想像の上でのお話であって、やったことがないので分からないけれども、多分こんなことがあり得るかもしれないという想定され得るデメリットなのかなと理解したんですが。他方、過去には冤罪の事例などもある中で、弁護人の方が立ち会わないことのデメリットというのも何となくあるのかなというふうに法曹界の外の人間としては思うんです。また、先ほどの御説明では、取調べに対する弁護人の立会いについては特段法律では禁じられているものではなくて、運用でもやり得るのだと理解しました。その場合、まずは一部でもいいのでやってみる、という考え方もあるのかなと感じます。もちろん取調べの全案件に立会いを義務づけるかどうかというようなことは、法制審さんなどで専門家の方々がお話いただくことなんだと思うんですが、一般国民の目線から言うと、デメリット、メリット、立会いには両方あるように聞こえますし、法改正が必要なことでもないのだとすれば、もしかすると運用の中で、できるところから少しずつやってみていただいて、本当にメリット、デメリットのどちらが大きいのかというのを明らかにしていくということが必要な気がします。特に、国際社会からこれまでにこれだけ指摘が入っているのだとすれば、それに対して応えていくためにも、まずはやった上でメリットデメリットをきちんと議論していくのが誠実なのではないか、と個人的には思います。いずれにせよ、大変御丁寧な御回答、ありがとうございました。

○鎌田座長 ありがとうございました。

それでは、ほかに御質問、いかがでしょうか。

紀藤副座長、どうぞ。

○紀藤副座長 資料の関係で幾つか質問があるんですけども、ちょっと切り分けた方がいいと思いますので、個別に質問します。

まず、今日配布の資料1ですけれども、事前にお見せいただいたときに、出典を明らかにしていただきたいということで、URLを入れていただいたのは理解しました。それで、上の表とそごがあるのではないかと聞いて聞くんですが、例えば東京地検次席コメントは東京地検ホームページ、法務省ホームページ、それから、東京地検次席コメント、東京地検ホームページ、法務省ホームページと記載されていますけれども、これは下を見ると全部法務省のホームページの引用になっていますけれども、東京地検のホームページにもアップされているという趣旨ですか。

○杉原大臣官房国際課付 国際課付の杉原でございます。お答え申し上げますと、資料の関係では法務省のホームページのみ記載しておりますけれども、同じ内容のコンテンツ、東京地

検次席検事のコメントについては、東京地検のホームページにもアップされているというものでございます。

○紀藤副座長 両方にあるということ。

○杉原大臣官房国際課付 両方にアップされているということでございます。

○紀藤副座長 両方にアップされている趣旨ですか。

○杉原大臣官房国際課付 はい。

○紀藤副座長 それから、もう一つ、資料3から始まるものなんですけれども、これも出典がはっきりしないんですね。これもできればURLを挙げてほしいというふうをお願いしたんですけれども、資料3から資料8まで、これは全てホームページに上がっているものということよろしいんですか。

○杉原大臣官房国際課付 3から8でございましてけれども、7について、フィナンシャルタイムズへの寄稿、これは著作権等の関係がございまして法務省のホームページにはアップしてございませぬけれども、それ以外のものについては全て法務省のホームページにアップしているところでございます。

○紀藤副座長 7というのはどれですか。

○杉原大臣官房国際課付 7は1月20日のフィナンシャルタイムズ紙への法務大臣、これは資料1の番号の7でございまして。

○紀藤副座長 資料1の7ですね。

そうしますと、具体的に指摘しますけれども、資料5の英訳部分、Provisionalというのが出てくると思うんですけれども、これは仮訳という意味なんですけれども、このままホームページに上がっていて、私が確認したところ、仮訳とは出ていないんですけれども、これはどうして仮訳と付いているんでしょうか。

○杉原大臣官房国際課付 すみません、資料5でございまして。

○紀藤副座長 資料5の英語と、それから資料7の英語版、フランス版も出ていますけれども。

○杉原大臣官房国際課付 今御指摘の資料の英語版ですとかフランス語版ですが、法務省のホームページの英語版というものがございまして、この中にCriminal Justiceというページがございまして。この中に掲載しているところでございます。

○紀藤副座長 私が聞きたいのは、こういう資料を出される時はソースをきっちりしていただかないと、ソースをまず調べた上でソースを提供していただかないと、ちょっと判断を間違うのではないかというふうに思うので、あえて聞いているんですけれども、資料5のProvisional Translationと書いてあるものと、フランス語版のTraduction provisoireという、この二つの文書、両方とも仮訳になっているんですけれども、ホームページ上は仮訳というものは出ていなくて、ほぼこのままホームページ上に上げられていると思うんですよ。だから、あえて仮訳という文書を資料として配布された理由が分からないので、聞いているんですけれども。

○杉原大臣官房国際課付 「仮訳」というふうに英語版でもフランス語版でもさせていただいているのは、例えば、単語の選択ですとかそういったものについて、最も適切なものになっているかといったところについて若干疑義があるのかもしれないということで、公式の訳ではないという意味で仮訳という言葉を使わせていただいております。法務省のホームページでございましてけれども、これは記載の場所が違いますけれども、下の方に仮訳であるという

ことは掲載されておるところでございます。

○紀藤副座長 下に記載されているんですね。では、私の勘違いで、その点は理解しました。後で調べておきます。

それから、幾つかあるんですけども、この訳というもののの中に、一番最初の資料3の次席検事のコメント、これは検察庁のホームページに掲載されています。それから、資料3と4を比較した方がいいですね。3と4を比較したときに、3は検察庁側で出されたコメント、それから、資料4を見たときに、法務大臣としてのコメントということで、これは法務省側で出されたものということで、比較でいいと思うんですが、資料3を見ると、日本語のところで、上の2段落目で3行目に「個人の基本的人権を保障しつつ」と書いてあるじゃないですか、それから、資料4の法務大臣コメントというところに、これも同じように「我が国の刑事司法制度は、個人の基本的人権を保障しつつ」という記載があって、その英訳を見ると、資料3の次席検事コメントは「basic individual human rights」というふうになっているんです。それで、森法務大臣コメントの我が国の刑事司法というのを見ても、同じく「basic individual human rights」というふうに一番下の行に英文でなっているじゃないですか。

通常、基本的人権というのはfundamental human rightsというのが正しい国際的な語用であって、basic individual human rightsという言い方は普通はしないと思うんです。例えば、世界人権宣言での使い方もfundamentalですし、日本国憲法の11条の基本的人権の享有という規定の英訳、定訳はfundamental human rightsなんです。これはどうしてbasicという言葉が使われたんでしょうか。

○杉原大臣官房国際課付 再び杉原でございます。まず、検察庁の英訳については検察庁において作成されたというふうに承知しております。また、法務省の訳については法務省において作成したというものでございます。その中で、それぞれの訳語をどうするかというのは、時間的制約がある中で考えたところでございます。副座長御指摘のような違いが生じたのは、ざっくり言うと、そういった経緯ではございます。

○紀藤副座長 大体分かるんですけども、国際的な広報の在り方で日本の刑事司法がどう見えるかということを議論しているときに、basic human rightsというような言い方をしたら、これは基本的人権ではなくて、基礎的な人権というような意味合いを持つんですね。要するに、基本的人権というのは、人権の淵源とかソースになるわけですけども、基礎的な人権というのは、その基本的人権から出てくる一つ一つの表れをbasicという場合はありますけれども、一般的な国際的な用語としてはfundamentalというのが一般的であって、基礎的のというと、むしろ基本的人権を保障していないように見えるというか、全ての基本的人権を保障していないように見えるということを考えると、正直言って、これは本当に正直ベースで聞いておいてもらいたいですけれども、広報を議論する以上は、広報の英語は少なくとも国際的な見え方で理解できる英語を使っていたかかないと、多分、誤解を解けないのではないかなと思うんですよ。そこはちょっとしっかりしていただかないといけないなというふうに思って、今回の英文、まあほかのところもあるんですけども、時間が限られているので、この程度にしますけれども、さきほど双方のコメントの「基本的人権を保障しつつ」に続き「事案の真相を明らかにする」とあるじゃないですか。これを「clarify the truth」という訳し方をされているんですけども、我々は真実を明らかにするというのは、事実

を明らかにするのであって、真実という言い方をしてしまうと、ちょっと情緒的な表現だし、clarifyというのは若干、宗教的な色彩も生むと思うので、本当はfind the truthとか、その方が真実発見のプロセスをきちんと提示できているんですけれども、真実というのは、もともと分からないものがあって、それを明らかにするわけだから、真実が最初からあって、それを明らかにする場合は、確かにclarifyなんですけれども、真実が分からないところから明らかにしていくというのはfind the truthの方がいいと思うんですけれども、そういう英語の使い方は気を付けられないと、国際的な理解を得られにくいなと私は思いました。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 ありがとうございます。私は取調べへの弁護人立会いの現状について法務省に伺いたいことがあります。直接先ほどの御説明についての質問ではないのですが、小林オブザーバーの御質問と関連するので、今でよいでしょうか。

○鎌田座長 質問だったら、今、質問を。

○後藤委員 先ほどの小林オブザーバーの質問に関連して、私からも幾つか確かめたいことがございます。私の発言補助資料の2の(2)に質問が列挙してございます。

まず、現状では検察官が被疑者を取り調べる場合に、少年が被疑者の場合とか、任意の取調べと呼ばれている、つまり身体を拘束していない被疑者の取調べの場合も含めて、弁護人の立会いは要求があっても認めていない、それが一般的な運用であるという理解で正しいかどうかを確認したいと思います。

次の②は、検察庁の中で弁護人の立会いは認めないという方針をどこかの機会に公式に決められたことがあるのでしょうか、あれば教えていただきたいという質問です。

もしその方針決定がないとすれば、現状としては担当の検察官の裁量によって弁護人を立ち合わせることは差し支えないと理解してよろしいのかというのが3番目の質問です。

それから、4番目、5番目はやや特殊ですけれども、日本にいる米兵が被疑者となって、アメリカ合衆国側のいわゆる好意的配慮によって起訴前に身柄の引渡しを受ける場合の扱いです。その場合、検察官による取調べにも米軍の関係者を立ち合わせる条件になっているという理解で正しいかどうか確認したいと思います。

もしこの理解が正しいとすれば、5番目に、実際に立ち会っている米軍の関係者とはどういう方なのか、米軍に勤務している法律家が立ち会っている例があるかどうかお聞きしたいと思います。

○鎌田座長 それでは、刑事局からお願いします。

○吉田刑事法制管理官 御質問いただいた点について、順番にお答えしたいと思います。

まず、検察官が被疑者を取り調べる場合、一般的には弁護人の立会いを認めていないのかという御質問がありましたけれども、法務省として、弁護人の立会いを認めている事例の件数を網羅的に把握しているものではありませんので、それを認めないのが一般的であるかどうかということについてはお答えすることは困難です。

それから、御質問の2点目ですけれども、検察庁において、公式に、弁護人を取調べに立ち合わせないという方針決定がなされているとは承知しておりません。

そして、3番目の御質問ですけれども、検察官による被疑者の取調べに弁護人の立会いを認めるかどうかは、その取調べを行う検察官において、取調べの機能を損なうおそれ、関係

者の名誉やプライバシー、捜査の秘密が害されるおそれ等を考慮して、個別の事案ごとに適切に判断すべきものと承知しております。

それから、御質問の4番目、5番目ですけれども、御質問は平成16年4月の日米合同委員会における合意に関するものであろうかと思えます。この日米合同委員会において、いわゆる平成7年合意に基づく起訴前の被疑者の身柄引渡しの対象となる事件について、我が国の捜査当局の行う取調べに捜査権限を有する米軍司令部の代表者の同席を認めることを内容とする合意がなされたものです。この合意は、その文言上、捜査協力を強化するための措置として、ということが書かれておりますし、また、捜査を行う権限を有する者を合衆国軍司令部の代表者として指名し、その指名につき日本国の当局に通報するということが明文化されているとおり、米軍の構成員等である被疑者の身柄が起訴前に我が国に移転することに伴って、米軍当局の捜査に制約が生じるということに鑑みて、我が国の捜査当局と米軍当局との間の捜査協力の強化を図ることを目的として、捜査権限を有する米軍司令部代表者が取調べに同席することを認めるものであり、これは被疑者の権利・利益を保護する趣旨の弁護人の立会いとは全く別個の問題であると承知しております。この合意の下で、米軍の方から要請があれば、相手方の指名して通報してきた米軍司令部の代表者を立ち合わせるというものです。

そして、実際に立ち会っている米軍関係者がどのような者なのかという点については、個別の事件における捜査の具体的内容に関わる話ですので、お答えすることは差し控えさせていただきます。

○鎌田座長 ほかに御質問は。

篠塚委員。

○篠塚委員 今のお答えに関連してお聞きしたいと思います。検察官が弁護人の立会いを認めるかどうかは裁量だということなのですからけれども、それについて何か基準のようなものは作られているのでしょうか。

○吉田刑事法制管理官 どのような場合に弁護人の立会いを認めるべきかどうかということは、公式に基準として示されているとは承知しておりません。

○篠塚委員 弁護士側の理解では、ほとんど認められたことはないというか、我々が、知っているのではないというのが実際です。検察官が弁護人の立会いを認めた例というのがあれば報告があると思うのですけれども、全く皆無です。そういう理解です。特に最近はですね、全くないのですけれども、本当に弁護人の立会いを認めたケースというのはあるのですか。

○吉田刑事法制管理官 先ほどお答えしたと重複しますが、法務省として、どのようなケースで立ち会わせたか、立ち会わせていないかということを網羅的に把握しているわけではありませんので、お答えは困難です。

○篠塚委員 網羅的って、何件あると別に聞いているわけではなくて、一件でもあるのですかと聞いているのです。

○吉田刑事法制管理官 そのような報告を受けることになっておりませんので、承知していないということです。

○篠塚委員 結構です。

○鎌田座長 ほかに御質問は、よろしいでしょうか。

○紀藤副座長 先ほどのbasic individual human rightsという言葉なんですけれども、資料

5と資料7にフランス語訳が付いているものがあるんですね。こちらの方は「les droits fondamentaux de l' homme」という、フランス語訳には基本的人権と書いてあるんですよ。だから、ここはもう完全に英語とフランス語がそごをしているというふうに理解した方がいいのではないかと私は思います。

それから、もう1点は質問ですけれども、これは徐さんが付けられたのね。独占禁止法審査手続についての懇談会報告書というのが付いていると思うんですけれども、その第4回目に配られた法務省の資料というのがあるんですよ。平成26年4月23日の法務省ヒアリング資料というのがあって、これはホームページに公開されているから、ちょっとチェックしておいてもらった方がいいと思うんですけれども、そこに記載されている法制審での議論の結果と、Q&Aで挙げられている法制審の議論のやり取りが、やや異なるのではないかといいように思ったりもするので、具体的に言うと、私の資料の8ページで比較していただいた方が分かりやすいんですけれども、私の資料は資料11の一番最初に付いている、紀藤が出している日本文と英文の対照表の8ページに、下線を引いたところですね、「法制審議会において、約3年間にわたってこれらの問題が議論されました。そこでの議論では、弁護人が立ち会うことを認めた場合、被疑者から十分な供述が得られなくなることで、事案の真相が解明されなくなるなど、取調べの機能を大幅に減退させるおそれが大きく、そのような事態は被害者や事案の真相解明を望む国民の理解を得られないなどの意見が示されたため」というくだりがあるんですけれども、そのことと、当時独禁法の審査手続懇談会の第4回で配られた資料にはそごがあるような気がしますので、宿題で構いませんけれども、具体的に次回、説明していただければというふうに思っております。

○鎌田座長 皆さん、手元に資料ありますか。比較できていないので、そごの内容を具体的に指摘してください。

○紀藤副座長 独禁法の審査手続懇談会の第4回資料には、立会いを認めるべきでないとの意見というのがまとめてあって、今日説明されたことが幾つか書かれているんですけれども、被疑者の権利として取調べへの弁護人の立会いを認める以上、どのような事情であれ、弁護人が立ち会わなければ取調べを行うことはできない、取調べという供述収集方法の在り方を根本的に変質させて、その機能を大幅に減退されるおそれがある、取調べの機能や取調べ以外の情報収集手段の在り方等の相違を無視して諸外国と比較するのは相当でない」と記載されていますけれども、世論のことはどこにも書かれていないと思うんですよ。だから、説明もそうなんですけれども、その時点で出された資料が微妙に食い違うのはちょっと気になる場所なんです。ですので、法務省ヒアリングの中で出された資料との関係性は、チェックしておいてもらった方がいいのかなと思いました。

○鎌田座長 それは、副座長もおっしゃられたように、宿題でよろしいですね。

篠塚委員、どうぞ。

○篠塚委員 もう一度確認なんですけれども、取調べにおける弁護人の立会いということについて、先ほど言われたように、法務省としては検察官の裁量だという見解はずっと明らかにしていたのですか。今回初めて明らかにしたということではないのですか。

○鎌田座長 刑事局、どうぞ。

○吉田刑事法制管理官 先ほど私が申し上げた内容は、平成26年2月26日の衆議院予算委員会第3分科会において、当時の法務省刑事局長が答弁しているところです。

○篠塚委員 実際、それ以降に我々としては、一つとして検察官の取調べに弁護人が立ち会ったというケースがないというふうに理解しているのですが、結局、裁量だと言いながら、実質は拒否しているというのが現状ではないのでしょうか。

○吉田刑事法制管理官 繰り返しになりますが、検察庁が組織的に、被疑者の取調べへの弁護人の立会いを認めるべきでないということを決定しているとは承知しておりません。飽くまで個々の検察官の判断において、先ほど申し上げたような事情を考慮しつつ、適切に判断すべきものと承知しております。

○鎌田座長 ほかに質問としては、よろしいでしょうか。もしほかに御質問がないようでしたら、業務もあるようですので、検察改革の関係で同席いただいた当局の担当者には、ここで退席して頂こうかと考えていますが、よろしいでしょうか。

大塚参事官、それでは、どうもありがとうございました。

これまで説明があった事項に限らず、三つ目の検討の柱に関するほかの事項も含めて御議論を頂きたいと思えます。順次御発言をお願いしたいと考えておりますが、引き続き御質問に答えていただく必要もあろうかと思えますので、対外的広報や刑事法制に係る当局の担当者には引き続き同席をしていただくことといたします。

今日は少し長めに時間設定してはおりますが、それにしても時間の限りがございますので、1人当たりの発言時間が5分間を過ぎた場合には、その旨、事務局からお知らせをいたします。

早めに退室される予定の方の時間は、まだ大丈夫ですか。

小林オブザーバー、3時半までと伺っておりますが、何か御意見があればお伺いしておきます。

○小林オブザーバー 鎌田先生、ありがとうございます。私からの意見は先ほどの質問に関連して述べさせていただきましたので、結構でございます。ありがとうございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

あと、ほかに時間の後ろが限られている方はいませんか。

では、篠塚委員。

○篠塚委員 日本の刑事司法制度に関するQ&Aの7なのですが、これには結局、弁護人立会いが認められないのですかという質問に対して、認められないという前提で書かれているように読めるのですが、このQ&Aの7に対する答えの中で、これは個々の検察官の裁量によりますということは一言も書かれていないのですが、それはどうしてなのですか。

○鎌田座長 刑事局、お願いします。

○吉田刑事法制管理官 このQ&Aは、基本的には制度としての弁護人の立会いというものを念頭に置いて作成したものです。このQ&Aの性質も踏まえて検討した結果、先ほど申し上げたような形で、制度としての弁護人の立会いについて記載することにしたものです。

○篠塚委員 納得できないのですが、普通、認められないのですかと質問されたら、認められます、制度としては認められないにしても、個々の検察官は認めることはできますというふうに、ここを直すつもりはないのですか。

○吉田刑事法制管理官 我々の考え方は先ほど申し上げたとおりでありまして、現時点で直す考えはありません。

○鎌田座長 後藤委員，どうぞ。

○後藤委員 続けて発言して恐縮ですけれども，今までの議論に関連しますので，立会いの問題について私の意見を述べさせていただきます。

発言補助資料の2の(1)の部分でございます。海外からの日本の刑事手続に対する批判や疑問はいろいろあるけれども，その中で最も反論しにくいのは，取調べに弁護人の立会いを許していないという点だと思います。これは，現状の評価が分かれるということではなくて，それ自体は事実であって，誤解でもないからです。この点について，先ほどもありましたように，刑事訴訟法に明文規定はないけれども，私の理解では，実際の運用では立会いを認めていません。この批判に対する法務省のQ&Aでの回答は正確ではないし，かみ合ってもいないと思います。

まず，法制審議会で3年半にわたって議論したと読めるように書いています。この問題は確かに特別部会で議論しましたがけれども，中間段階の基本構想の段階で既に論点から外されています。そこまで全部入れても1年半ぐらいです。それを3年近く議論したというのは誤解を与える表現です。

それから，弁護人の立会いが真相解明の妨げになるから許さないという説明は，批判している人々を納得させることはなくて，むしろ，懐疑を増大させると思います。というのは，批判する立場の人々は，弁護人を排除した状態での取調べによって捜査官が目指すような供述を引き出すことは公正ではないし，真実発見のためにも危険であると考えから批判しているわけです。この批判に正面から答えようとするならば，日本では弁護人を立ち会わせなくても被疑者の供述の自由を守ることができるし，誤った自白も生じない特別な仕組みがあることを説明しないと，答えになりません。しかし，その説明は非常に難しいと思います。回答が指摘している黙秘権とか弁護人との秘密接見の権利などは，諸外国でも現在は普通に認めていることで，日本に特別な仕組みではないですから，それがあから日本では弁護人立会いは要らないのだと言ってみても，かみ合わない反論でしかないと思います。

先ほどの御回答でも，法務省として実情を把握していないということですので，私はこの問題について何人かの方からヒアリングをすることを提案したいと思います。取調べへの弁護人立会いを認めるべきかどうかについて，現段階で委員それぞれが意見を出し合ったら，意見は分かるだろうと推測します。しかし，お互いの意見を言い合って終わりではなくて，まずこの問題について，認識を共有する努力が必要だと思います。それによって，何らか意見の一致点があるかもしれないと思うからです。

そのために，次の3人の方から経験と意見を聴き取ることを提案します。お一人は，被疑者として検察官の取調べを経験された方で，私は村木厚子さんが一番適任だと思います。というのは，彼女自身が強烈な体験をされたと同時に，ご自分の体験を客観的に意味づけて語るができる方だと思うからです。

それから，第一線で実際に取調べを担当している検事の方です。実情を一番分かっているし，感覚的なことも分かると思うので，法務省が推薦してくださる方から聴き取りをしたいと思います。

それから，弁護人立会いを実践しようとしている現場の弁護士です。そういう方を篠塚委員に推薦していただいて，これら3人の方から意見を聴くことを，まずしたらよいと私は思います。

それから、先ほどの御説明に対して少しコメントします。弁護人が取調べに介入するから邪魔になるという御説明がありましたけれども、立ち会ったときに何ができるようにするかについては、いろいろな制度設計があり得ます。それから、仮に権利として認めるとしても、弁護人が来なければ一切取調べができないという制度にするかどうか、いろいろな選択の余地があるところですので、一つの在り方を前提にして、だから認められないのだという議論をするのは適切ではないと考えております。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

金指委員、どうぞ。

○金指委員 今日の議事の本題である、国際的な理解を得られるようにするための方策論議というふうに承知しておりますが、過去やった事柄についてはるる御説明があったので、それなりの理解ができました。しかし、このことをやったことによって、どの程度、理解を図るのは難しいんでしょうけれども、世論が変わってきたのか、国際的な評価が変わってきたあたりのところについて、何らかのいわゆる調査といいますか、をしたことがあるかどうかという点が1点と、もう1点は、やはりもう半年以上たちますので、こういったことは定期的に、こういった理解を仰ぐような発信をするようなことを、私は必要だと思うんです。ですから、それに関してもし御当局でお考えがあれば教えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○鎌田座長 それでは、第1点は刑事局ですかね。両方とも国際課の方で。

○杉原大臣官房国際課付 まず1点目、御質問いただきまして、ありがとうございます。特に今年の1月以降の情報発信につきましてですけれども、何か客観的な指標をもって効果を検証したということはしてございません。ただ、他方で、この発信の影響といいますか、効果といいますか、これにつきましては国内外の報道ぶりに表れてくるころだろうというのが1点でございます。そういった意味で、国内外の報道ぶりについてはその後も注視はしているところであります。今回の一連の情報発信につきましては、様々な御意見を頂いているところでありまして、肯定的な意見も否定的な意見も頂いているところでありますけれども、そういった意見も踏まえまして、今後更にどのような機会を用いて、どのような内容の発信をすればいいかということについては検討してまいりたいと思っておりますし、また本会議の皆様からも御意見を賜ればというふうに思っております。

○鎌田座長 ありがとうございます。

今ちょうど3時半になったところです。ここで換気とトイレ休憩を兼ねて、10分の休憩を取りたいと思います。よろしくお願ひします。

(休 憩)

○鎌田座長 それでは、再開をしたいと思ひます。

先ほど紀藤副座長から公取の関係の資料についても言及がありましたけれども、これは徐さんの方から出された資料かと思ひますし、徐さんからは、発言補助資料もお出しいただいておりますので、ここで徐オブザーバーから御意見を頂ければと存じます。よろしくお願ひします。

○徐オブザーバー 座長，ありがとうございます。オブザーバーの徐でございます。発言補助資料とともに発言させていただければと存じます。私の方からは，個別の意見というよりかは，方向性をこのようにしたらいいのではないかというお話をさせていただければと存じます。

まず，これまでの議論の中で，第3の柱については，国際広報の観点からの議論に集中すべきであるという御意見と，グローバルスタンダードを見据えた我が国の刑事司法制度の具体的な改善案等も議論すべきではないかという意見が対立してきたように思っています。

そもそも本会議は，カルロス・ゴーン被告人の海外逃亡事件と，それに伴って国際社会から多数批判等を受けたということを契機として設置されたと理解しておりますので，この会議における結論や提言というのは，我が国のこの事件や国際的な批判に対する回答になると思っています。来年，50年ぶりに京都 kongress が開かれますけれども，この会議の議論の内容であったりとか提言内容というのは，確実に言及されると思っていますので，その回答をどのようにすべきかというのは非常に注意して議論，あるいは回答しなければならないと思っています。

仮に国際広報の観点に集中すべきだということになれば，すなわち今回の事件だったり，あるいは国際社会からの批判については，我が国の刑事司法には特に問題はなくて，国際広報の観点で解決できると本会議は考えているんだというメッセージを国際的に発信することにつながるとしています。

他方で，我が国の刑事司法制度について議論すべきという場合には，既にこの補助資料の後の方に付けていますけれども，過去様々，有識者会議等，法制審も含めて，議論されてきた内容がありますから，それを前提にして，その後，どのような事情が変更されたのかとか，それに対する国際社会の批判がどう変わってきたのかとか，どのように我が国はその後，対応してきたのかというところを議論しなければ，車輪の再発明につながりかねないと思っています。ですので，今回，後藤委員，篠塚委員等も，その後の事情変更等をかなり詳しく御説明，既に頂いていると思うんですけども，それを含めて，それでもなお我が国の刑事司法制度は今のまま維持すべきなんだという意見はあり得ると思っていますし，そのためには，当時の議論から何が発展してきたのかというところに必ず言及しなければいけないと思っています。

ちょっと後藤委員とも重なってしまっていて恐縮なんですけれども，両論併記というのは割と最後の手段ではないのかなというふうには思っています，それは提言ではなく議事録にすぎないのではないかと考えています。この会議体の議論自体が，あるいは提言自体が将来的に言及されて，また見直されるような内容にならないかと思っている中で，最終的に折り合いが付かず，両論併記せざるを得ないところはあるとは思いますが，そこは最後の最後まで，我々自身がどういった落としどころを作っていくのかというところに努力していかないといけないのではないかとこのように思っています。

ここの補足資料に書いてあるのは以上のとおりなんですけれども，追加でちょっと私の意見を述べさせていただきますと，小林オブザーバーもおっしゃっていましたが，民間の委員，私を含めて，刑事司法制度に詳しくない委員も一定数いるというところは，むしろすごく貴重な機会なのではないかと思っています，国際社会の理解を得る前に，国民の理解を得られるかどうかというところはすごく重要な論点，あるいは視点だと思っています。

特に、犯罪の嫌疑に掛けられた方々をどのように守っていくかという議論は、往々にして世論は暴走しがちというか、民意には諮れない部分があると思っていますので、こういった様々な事件を契機に、有識者の方々だったり、そこに民間の方々が入って冷静な議論をして、常に我が国の刑事司法制度の在り方だったり現在地を見直し、確認していくというところはすごく重要な機会なのではないかというふうに思っています。ですので、できれば、将来的にこういうふうに変えていこうというところにならなくとも、なぜ様々な権利が今、我が国で認められておらず、それがこういうふうに変わっていけば変更はあり得るのではないとか、運用としてこういった条件を満たせるのであれば変えていけるのではないかというように、それこそがまさに未来志向の議論ではないかというふうに思っていますので、そのような形でコミットできればなというふうに思っています。

○鎌田座長 ありがとうございます。何か具体的な課題についての方向性がございましたら、この機会に御発言いただければと思いますけれども。

○徐オブザーバー そうですね、篠塚委員や後藤委員からも御発言があったとおりですけれども、弁護士立会いに関するところを私も今回、補助資料としては多く付けさせていただいております。国際的な理解の中でも、人質司法に対する言及と弁護士立会いに関する言及が非常に多かったと今回、改めて見返して、思っていますので、そのあたりについて、国際広報の観点からなのか、あるいは我が国の刑事司法制度の観点からなのか、詳しく議論できればなというふうには思っていました。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、鵜瀬委員、よろしいですか。

○鵜瀬委員 鵜瀬です。今の徐さんの問題提起に関連してコメントさせていただきます。

刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための方策という柱になっておりますけれども、これは、どういうふうに国際的に発信していくかという説明の問題と、それから、刑事手続そのものの問題と二つあるわけです。今のところちょっと両方が混在して出てきています。

どういうふうに説明をしていくかということに関しては、説明は私は充実させるべきだと思っております、それは国際的という、外国に向けての説明だけではなくて、国内にいる非ネイティブの方も、その刑事手続に関して当惑されることも多いかと思っておりますので、円滑に法執行するという観点からも、多言語発信というのはずっと強化して、英語、フランス語だけではなくて、日本にいらっしゃる外人の中で一番多いのはポルトガル語とか中国語かもしれませんが、多言語発信をして、国内でも理解を得るようにすると、少なくとも説明をしっかりとすることは重要ではないかと思っております。

一方で、国際的発信の契機になったことについて言うと、私の独占禁止法執行経験からすると、手続について非常に批判されるということがよくあったんですけれども、手続について文句を言っている人の多くは結論が気に入らない場合であって、審査結果、例えば合併審査の結果が納得できるものであったときに、大変結構な手続でしたと言ってくれることはまずなくて、結論が非常に気に入らないときに、手続がとんでもなかったというふうに言われることが多かったんです。今回、ゴーンさんが発信者だとすると、彼は嫌疑を受けたことについても恐らく不満だと思いますので、話せば分かるという話ではないのではないかなと、そういう面もあるかなというふうに思っています。

次に、内容の方の問題です。徐さんが独占禁止法の検討経緯についての紹介をペーパーでやっていただきましたので、ちょっとコメントさせていただきたいんですけども、独占禁止法は抑止力強化という観点から何回も法律改正をしています。その中では、例えば課徴金制度とか、法人重科とか、減免制度とか、独占禁止法の改正が突破口となって、ほかの法令に取り入れられていったものというのが幾つかあります。独占禁止法が一番初めというものだけではありませんけれども、それで見ますと、ここに紹介されている議論を見ると、独占禁止法でも立会いはまだなのねというメッセージにもなるのかなというふうに思いました。

ですけれども、車輪の再発明というお話がありましたが、物理的な法則は誰が実験しても同じなので、もう一回やるというのは無駄だと思いますけれども、制度についての議論は結局、価値観の問題ですから、どういう方が議論するかとか、時代背景が変わるとか、いろいろ変化もあり得ますので、また別なフォーラムで、あるいは別な時期に議論すれば別な結論ということはあるのかというふうに思います。したがって、合意形成ができるものであれば、議論をするということは、どんなときにでも、やるべきではないかなというふうには思います。

しかし、刑事訴訟法全体の手続で言うと、いろいろな論点があるわけですね、篠塚委員のペーパーにも紹介されていましたが、国際的に批判されているところだけでもたくさんあるし、それ以外にも問題視されてきたものというのがあります。先般の改正も、真相解明と人権のバランスを取って、その都度、その都度、議論がされてきたと思います。なので、その一部分だけ議論して微妙なバランスが歪んでしまうということについては、ちょっと心配もありまして、どうせ議論するのであれば、今問題となっているものについての全体を見渡してバランスを取っていくというアプローチもあるのではないかなというふうに思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかの御意見も、御自由にお出しただければと思います。

それでは、河合委員、どうぞ。

○河合委員 弁護人の立会いについては後でまた触れさせていただきますが、情報発信という観点から、日本は人質司法だという言葉が多くの方から出ております。この言葉というのはかなり以前から使われているんですが、私は、この言葉は必ずしも実情と合っておらず、誤解を与える言葉として独り歩きしているんだという印象を受けております。今般の制度改革によって録音・録画制度が導入されて、全面的ではないですが、可視化が実現しましたし、また保釈の運用につきましても、刑訴法90条の裁量保釈の判断に当たっては考慮事由が盛り込まれたわけです。実際、裁判所の保釈実務を見てみますと、裁判員裁判制度の開始以降、できるだけ保釈を認める方向に全体として舵を切っておりまして、今回のゴーン被告の保釈を見るまでもなく、その流れは裁判実務全体に定着しつつあるというのが私の実感でございます。その意味で、人質司法が日本の司法だというような、そういった固定した観念、言葉をいつまでも使い続けて、そのとおりだと我が国でそれを認めるような意見には、私は違和感があります。

○鎌田座長 ほかに、いかがでしょうか。

○紀藤副座長 今の点は私も、結論はともかく、人質司法という言葉は英語でhostage justiceというじゃないですか、これはそもそもjusticeとhostageというのはケミストリー

が合わない言葉ですよ、バランスが悪いというか。つまり、今、河合委員がおっしゃられたようなことを、国際的な広報という立場から言えば、人質司法は揶揄的な言葉であるというふうに理解した方がいいと思うんですよ。つまり、人質司法という、だから、日本の現状が国際社会から揶揄されているんだということを前提にこのことは議論しないと、物事が始まらないのではないかとこのように思いますので、その点は少し付け加えさせてください。

○鎌田座長 ほかに。

それでは、篠塚委員，どうぞ。

○篠塚委員 今、河合委員がおっしゃったように、裁判所が身体拘束を制限する方向で非常に努力されているということは私どもも理解をしております。私の発言補助資料の3ページの欄外の注1に書いていますが、さはさりながら、自白事件と否認事件の保釈率に有意の差があるというのもまた事実です。同じく私の発言補助資料の13ページのところにアメリカ合衆国の昨年度の国別人権報告というのをURLだけを付けておりますけれども、この中でこんなことを言っております。被告人は法律上有罪と証明されるまで無罪と推定されるが、NGO及び法律家は、裁判前に被疑者に自白を迫る圧力を考慮すると、それが実践されているのか引き続き疑問を呈した。ある事件では、外国人被疑者が黙秘権を行使したために勾留延長に直面した。しかし、彼は期限付きの在留資格で日本に滞在しており、裁判のために在留期間を更新することが不可能であった。結局、事件を終結させるために被疑者は執行猶予付きの判決を交換条件に自白したという例が、これは多分、専門家から聞いたとして書いてるのだと思います。日弁連の方も、やはり録音・録画はあっても、ホワイトカラーだとか外国人が関与する事件においては、引き続き、弁護人の立会いが排除されていることに懸念を表しています。

○鎌田座長 ありがとうございます。

井上委員。

○井上委員 まとまった意見ではなくて、一つだけポイントを言わせていただきますと、立会いを求める御意見、あるいは人質司法に反対だという御意見の方々の中で、録音・録画の制度がどのように行われて、どのような機能を果たしているかということについて、必ずしも十分に評価されていないような、あるいは故意に無視しているのか分かりませんが、そういう印象を持ってしまいます。録音・録画というのは、大阪事件の後、ごく小さい試行から始まって、ごく一部の調書を取るところのビデオを撮るという、その試行から始めて、だんだん生の取調べ場面を少し撮ってみて、今や、もう数年前から、身柄事件については原則全件、全過程の録音・録画をしています。私の現場での感覚では本当に、被疑者が拒否するか特別な事情がなければ、身柄事件についてはもう現在ほぼ全件、全過程の録音・録画が実施されている状況にあります。

そういう中で、その録音・録画の機能として違法捜査の抑止の機能はものすごく高いものがあります。なぜかという、そんなことをして録音・録画の下で自白を変なやり方で取ったって、公判でひっくり返ってしまうに決まっていますから、そんなことをする検事はいないんですね。実際、取調べといっても、公判廷における被告人質問みたいな、そういう雰囲気を取調べも増えているのが実感でございまして、その中で、人質司法だとか御批判があるような自白の強要などという実態は、今では私はもうほとんど皆無ではないかと思っています。そういう実態、もしそこで違法・不適切な自白強要があったというのであれば、これは

苦情申立てなんかで監察案件に上がってくるはずですがけれども、監察案件で上がってくるものは全部、録音・録画があれば見直しますけれども、そこで申立人が言っているような、こんなひどい調べを受けたみたいなのは見当たらないものが非常に多いんです。さっきの監察の結果でも、半分以上は該当事実なしという結果になっております。つまり、それは何を意味しているかという、被疑者の方が弁護士さんに、こんなひどいことをされたとうそを言っている、あるいは誇大に言っている、そういうクレームが非常に多いということが、録音・録画をやったことによって分かってきたということなんです。ですから、そういう実態を、これからどんどんその情報を共有して、その実態、つまり、そんなひどい調べはもう起こっていないんだという実態を共有することが非常に大事な段階ではないかと思っておりますので、ちょっと中途半端な意見ですがけれども、まずそのことだけ申し上げます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 まず、国際的な理解を得るための情報発信ということに関しては、今日も当局から御説明いただいて、かなり努力をされているという印象は受けたんですけども、以前この場でも申し上げましたが、やはり国際的な理解というときに、そもそも国際比較というのは極めて困難な話でありまして、ちょうどオブザーバーの徐先生が法制審の資料も添付されていますけれども、これを見ても、かなり千差万別であるというのは分かりますし、更に運用の実態というところまで含めないと、実態というのが見えてこない面があると思えます。ですから、特に、当局としては今後とも情報発信に努められると思えますけれども、やはり運用実態といった点まで含めてよく調べて、定量的であったり、その実態を反映した内容で、説得力のある情報発信というものに努めていただければよいのではないかなという感想を持ちました。

それから、取調べの関係で、大体論点とか私自身の考えというのは、法務省の反論などでほぼ網羅されているので、逐一は申し上げませんが、やはり我が国における取調べというのは、これも諸外国と違う点ですけども、刑訴法1条に事案の真相を明らかにし、とあるように、かなり幅広く取調べを行っているというのが実態であると思えます。別に自白を迫るというのが取調べなのではなくて、これも既に御説明にもありましたけれども、身上関係に始まって、犯行の前後、それから被疑者の心情に至るまで、かなり膨大な調書を録取していくという作業が取調べという面もあります。仮に被疑者が認めていても、これは替え玉ではないかといったような疑いから精査をするということもありますし、それから、取調べの中で被疑者が罪を認めて、非常に改悛の情を示して、結果として起訴にならない、刑事責任を問わないという意味では、これは無罪と効果としては同じではないかと思うんですけども、そういうケースもかなりあるというのが我が国の取調べであり、こういう形での取調べというのは、なかなかほかの国では例がないのではないかということを感じています。

それから、立会いについても議論がありましたけれども、少なくとも私の経験上ですけども、特に近年、警察は留置施設を持っていますが、留置施設側としても弁護士との接見については最大限の配慮を行ってしまして、実際上はほとんど制約なく接見が行われていると言っても、私としては過言ではないと思っています。結果として、では、捜査側としてどういふことがあるかと、実際に経験したケースで見ますと、特に組織犯罪ですとか、組織犯罪というのは暴力団のケースもあれば、最近、振り込め詐欺をはじめとする詐欺、ああいった

ものも組織的に行われるケースが多いんですけれども、被疑者を逮捕しますと途端に、被疑者が別に依頼すると言っていないのに、弁護士さんが登場しまして、接見に入ると。接見に入った直後、認めていた被疑者が否認に転ずる、あるいは黙秘するといったようなケースは非常に多いです。組織犯罪であればあるほど、背後関係まで含めて解明していかないと、なかなか全容解明には至らないんですけれども、こういう面でも大きな支障、言ってみれば、現在の運用においても取調べと接見というのが何か拮抗関係にあるような、そういった実態があるのではないかと考えておまして、そうしますと、これは当局の公式見解ではなくて、飽くまで私の個人的意見ですけれども、やはり捜査機関側、捜査官側としては、弁護士の立会いというのは、今の接見でもそういう事例があるとするならば、そもそも取調べそのものができなくなる、捜査が大きく阻害される懸念が払拭できないという面があるのは、これは否定できないところだろうと思います。

立会いについても一つ、これも法制審でかなりの議論が行われていまして、私自身は見聞していないので、法制審で紹介された部分の伝聞みたいな話になりますけれども、アメリカの実態について研究されている学識経験者の委員の発言として、アメリカでは弁護士の立会いが行われているかという、実は行われていないと、実態として。何でかという、弁護士は接見しても黙秘せよと言うのみであって、結果として取調べがほぼ全く行えなくなる。では、その先はどうなるかという、これはアメリカ法ですから、自己負罪型の司法取引やアラインメントという格好によって司法の場での結論が出されていくと、そういう運用実態になっているというお話なんです。

我が国においても認めるとするならば、そういう方向に、刑事司法全体をアメリカのような形に持っていくということになるのではないかと、果たしてそれが我が国の実情に合うかどうかというのは、よほど慎重に議論して掛かる必要があるというふうに考えております。まず、その点を申し上げたいと思います。

○鎌田座長 篠塚委員、どうぞ。

○篠塚委員 私の発言補助資料の4ページから5ページを見ていただきたいのですが、それから、先ほど徐先生が出された諸外国の刑事司法制度の概要、これは法務省の資料、私の5ページと同じ資料ですけれども、これを見ましても、弁護人の立会いを認めているのはアメリカ合衆国、ヨーロッパではイギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ等であり、決してアメリカの制度だけではなくて、日本と刑事手続が類似している韓国や台湾でも弁護人の立会権が認められております。それで弊害があつてやめようとか、そういう話は一切ないわけで、全部アメリカ型になるというようなことはないわけです。日本型のものでも十分、やり方を考えれば、やっていけるということでございます。ある意味、これだけの外国の皆さんが弁護人立会いを当たり前だ、常識だと思っている中で、日本で立会いが認められないということは、日本が国際社会で立場を占める上ではいろいろな弊害が出ていると思っております。

○鎌田座長 ありがとうございます。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 ありがとうございます。太田委員が運用の実態を説明すべきだとおっしゃったのは、まさにそのとおりだと思います。Q&Aを拝見すると、建前論が多いです。権利が保障されていますといっても、それは法律上の話です。批判する側は実態がどうなっているかに

関心を持っているので、実際の運用をもっと説明することが必要と思います。

それから、井上委員がおっしゃった録音・録画が広まったことによって取調べが適正化するという効果はかなり出てきているでしょうし、裁判所で自白の任意性が争われるケースは減ってきているという効果は既に表れていると思います。ただ、立会いを認めている諸外国、例えば日本の周りで言うと台湾と韓国ですけれども、録音・録画と弁護人立会いの両方をしていて、やはり片方では足りないという意識があります。

その理由は、被疑者として取調べを受ける状況に自分の身を置いて想像してみると分かると思います。特に身体拘束されている状況で捜査官の取調べを受けるのは、普通の人にとってすごく心細い状態だろうと思います。そういう心細い状態のときに弁護人がそばにいてくれたら心強い。それによって不本意な供述をすることが防げる、そういう効果が大いと考えているからだと思います。そういう心細さを利用して、もっと悪く言えばそれにつけ込んで、捜査官が狙うような供述をさせるというやり方がよいのか、悪いのかということが本当に問われている問題なのだと思います。

それから、太田委員の発言に戻りますけれども、確かにアメリカでは現実に弁護人が取調べに立ち会うということは非常に少ないでしょう。例外的には、取引的なことをするときにはあり得ると思いますけれども。それは弁護人が当然被疑者に黙秘を勧めるだろうと思われているからですね。ところが、ヨーロッパ的なやり方は必ずしもそうではなくて、実際立ち会って取調べが行われています。どこからその違いが出てくるのかはかなり難しい問題です。おそらく、大きく見ると、それは全て供述を拒否していた方が後で得なのか、それとも、ある程度しゃべった方が得なのかという観点から、刑事手続全体がどういう構造になっているかによって運用が変わってくるのだと思います。ですので、弁護人の立会いを認めたら必ずアメリカ型になると決まったものではないと、私は理解しています。

○鎌田座長 井上委員、どうぞ。

○井上委員 後藤委員は結局、ヨーロッパ型の立会いの目的というか効果は心細さに寄り添うことだと、そういうふうな御意見のように聞こえたんですけども、立会いの目的というのは、私は昔から恐らく大きなところは二つあって、一つは違法な取調べの抑止というのがあるって、もう一つは適時の助言の提供ということの二つがあったんだろうと思うんです。

そのうちの一つ目の違法な取調べの抑止は、先ほど申し上げました録音・録画で、これはほぼ完全にカバーできている。唯一できていないとしたら、録音・録画だと事後的な検証になるというだけ。しかし、逆に言うと、録音・録画は正確に記録しているから、かなり時間がたった後、公判の段階でもそれを正確に再現することができる。録音・録画をしないで立会いだけだったら、その辺はもう水掛け論になってしまっていて、どうなるか分からんと、そういうことだろうと思います。そういう意味で、諸外国はまず、特に欧米は、立会いが先にあって、後から録音・録画が来たから、当然立会いと言うかもしれないけれども、目的論的に考えると、しっかりとした録音・録画を導入すると、立会いの目的の相当部分はカバーできてしまっているのではないかというのがあります。

もう一つの、即時の助言の提供ですけれども、これも、身柄拘束下のことだけ私は念頭に置いて言っていますが、録音・録画の下で取調べをしているその部屋で、その録音・録画の下で打合せをするということは通常考えられないから、接見室に下がることになるんだと思うんです。そうしたら、今やっている、弁護士が来たら取調べを中断して、もうすぐ接見さ

せていますよね。今の検察の実務はもう、非常に接見に配慮しているということは是非御承知いただきたいんですけども、そういう運用でもほとんど変わらないのではないのかなという気がいたしますし、この辺は、今後のことを言えば、将来的には情報通信技術を活用すれば、もっと機動的な接見ができるようになる。そうすると、弁護士さんがわざわざ長い時間、取調べに立ち会ってなくても、実質的に同等の助言を与えられるような仕組みができるのではないかと思います。立会いありきというよりは、何を守ろうとしているのか、そのことをやはりしっかりと考えていく、議論していく必要があるのではないかと思います。

○鎌田座長 篠塚委員，どうぞ。

○篠塚委員 今、IT化のことをおっしゃったので、身体拘束しなくても、例えば、逃走防止のための電子アンクルレットだとか、要するに、IT機器を付けることによって身体拘束しなくても逃亡を防ぐ方法はあるわけです。そういう意味では日本はすごく遅れている。それは、だから、弁護人にだけそれを課すのではなくて、取調べにおいても、遠隔地の調べは今回のような、IT化してやればいい部分もあって、そういった点もやはり進めていくべきだろうと思っています。

それから、今、検察の取調べだけをおっしゃっていますけれども、多くは警察に取り調べられているわけですし、もちろん黙秘権は告知されますけれども、弁護人が付く前にすぐに取調べが始まってしまいます。その点はやはり国際的な、先ほど言った国連の委員会なんかも一番問題にしているところです。立会いと言ったときに、黙秘権は言いながら、すぐもう取調べは始まってしまわないかと、待たないでどんどんやってしまうのではないかと、そうすると、法的な助言がないままに警察の取調べ、警察はプロですから、こちらは素人、生まれて初めてという人がプロに調べられるというようなことで、自分の認識とは違う思わぬ方向に持っていかれる。弁護人が付いたときはもう遅いというようなことにもなってしまいます、ここがやはり国際的な批判なので、取調べの録音・録画にしても、警察も全部やっているというなら今の論理はそれなりに成り立つのかもしれないけれども、ほとんどの事件は警察だと、取調べの録音録画はやられていないという現状がありますから、その反論は事実としていかなものかと思います。

○鎌田座長 紀藤副座長，御意見がありましたら。

○紀藤副座長 今ちょっとお聞きしていて幾つか、論点を元に戻した方がいいのかなと思ったのは、これは基本的に国際的な社会から理解を得られる方法の一環として今、刑事手続を考えているわけですから、やはり国際社会に理解を得られるような方法を考えないといけないというところから始まらないと、既にできているということよりも、恐らく手続的正義が議論されているんだと思うんですよね、国際社会の中で。弁護人の立会いというのが、その中の一環としてあると。

だから、我が国ができていますということを言うのであれば、きちんと説明しないとけないんですけども、戻って、Q&Aがきちんとしているかということを考えてみたときに、例えば、私の方の日本語と英文が並列されている方が分かりやすいんですけども、私の資料は資料11の冒頭に付いているものですけども、3ページから4ページに掛けて、日本の刑事司法は人質司法ではないですかというQに対して、4ページ目に、英語版と日本語版を提示して線を引いていますけれども、日本の刑事制度は、身柄拘束によって自白を強要す

るものとはなっておらず、人質司法との批判は当たりませんと書いてあるんですけども、一方でQ7の弁護士立会いのところの8ページを見ると、弁護士が立ち会うことを認めた場合、被疑者から十分な供述が得られなくなることで事案の真相が解明されなくなると。ちなみに、ここの事案の真相が解明されなくなるという言葉はdiscover the truthという言葉を使っています。つまり、ここで言われているのは、自白ではないけれども、十分な供述が得られなくなるということを言って、事案の真相というふうにうたっているんですね。

そのことは国際社会からどう見られているかという点、これは篠塚さんの12ページ、2008年10月30日付の自由権規約委員会の統括所見を見ていただければ分かりますとおりでありますが、自白の問題というよりは、真実を明らかにするよう被疑者を説得するという取調べの機能を阻害することの理由で取調べにおける弁護人の立会いが認められていないことが批判の対象になっているので、先ほどの井上さんの発言とかは、何かちょっとかみ合っていないんですよ。つまり、井上委員の発言からすると、むしろ、このかみ合っていないものをどうやって説得するかということにもうほとんど尽きていると思うんですけども、それが尽きていないのであれば、なかなか難しいということであれば、国際社会の標準に合わせていくというのが最もバランスがいい考え方で、もう一回戻ってQ&Aを見ますけれども、このQ&Aは、Q3とQ7は恐らく国際的に、これを英語で読んだときに全くびんと来ないだろうなというふうに思います。

弁護士が立ち会うことを認めたら被疑者から十分な供述が得られなくなることで事案の真相が解明されなくなるというふうに言われてしまうと、ほとんどヨーロッパやアメリカの弁護士は、もうこの文章を見ただけで、弁護士は全く信頼されていないんだというか、弁護士がむしろ何か人権を侵害しているぐらいな、そのイメージをもたらされるというか、だから、弁護士が妨害団体みたいなイメージを取られるのではないかと思うので、こういう書き方をQ&Aでやっても、それは国際社会からは全く認められないだろうなというふうに思います。

それから、あと1点だけ。資料1の最初に对外発信ということで例を挙げていらっしゃるんですけども、法務省側の資料を見ると、フィナンシャルタイムズ紙と書いてありますけれども、フィナンシャルタイムズ紙は今、日経新聞傘下で日本の資本が入っている会社、ジャパンタイムズは御存じのとおり日本に本社がある会社、それから、ブルームバーグ紙は日本に支社をずっと置いていて、日本人記者も多数いて、日本語のホームページを出しているぐらいで、とても日本びいきの新聞社、日経アジアレビューはもう言うまでもないということなんですけれども、つまり、日本びいきな新聞社の中で法務省の大臣のインタビューとかを入れても、恐らく国際的には一定の偏りを見られると思うので、国際発信という観点から見ると、ここにウォールストリートジャーナルと書いてありますけれども、そういうものであるとか、ワシントンポストとか、そういうものがとても重要なのかなというふうに思いますので、その辺は、主な掲載媒体の例としてこう出されると、この表自体が一定の偏りを見ているように思われるので、やはりそこは気を付けていただきたいなと。むしろ、できたことよりもできなかったことを表にさせていただいた方が分かりやすいのかなと私は思います。

○鎌田座長 つい先だって、森まさこ大臣が米国向けに講演をされたのは、あれは法務省を代表してやったわけではないという取扱いですか。

○杉原大臣官房国際課付 法務大臣として発信いただいたというものでございます。

○鎌田座長 この資料は令和2年1月、2月における発信だけに限られているけれども、それ

から後、最近のこの会議の動きなんかも含めた発信というものの意義も大きいのではないかと思うので、ゴーン事件関連に限定しないで、それを踏まえて、今どういうふうなことで海外への発信に努力しているかということをお伝えいただく。場合によってはそういうものも含めた資料の補充をしていただいた方が、一過性の対応だったというふうに世間に見られなくて、いいのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

○杉原大臣官房国際課付 ありがとうございます。

○鎌田座長 山本副座長、何か御意見ございますか。

○山本副座長 基本的には私も国際発信について、私の理解では最近、法務省は司法制度改革と、それ以降、かなり法律の条文の翻訳とかについて熱心に取り組んでおられるものと理解をしています。それを更に拡大しようという方向も伺って、例えば判例とかそういうものについても翻訳の対象にしていこうという方向性は伺っているところです。ただ、恐らく外国のマスコミとかの関心も、一般的な制度いかんというよりは、こういう個別的な事案を出発点として報道されることが多いんだろうというふうに思いますので、今回のような個別的な事案を引き合いに出して日本の法制度とかが論じられるということが多いだろうと。

その際に、やはり今回の対応、熱心に御報告いただいて、対応されたということはよく理解できるのですが、やはり、かなり、何というか、言い方は悪いかもしれない、ちょっと泥縄的な対応であるということとは否定できないように思われるところで、常に、こういう状況が起こったときに組織的にしっかりと対応できるような体制をあらかじめ整えておくということが必要なんだろうというふうに思っています。どなたかからの提言としてあったかと思いますが、やはりこういう国際広報というのは、恐らくかなり専門的な対応が必要なところだろうというふうに思いますので、日頃からそういう人的なところも含めて、あるいは民間の協力を得られるところも含めて、対応できるような体制というのを整えておくということは必要かなというふうに思います。

あともう1点、ヒアリングのことについてもここで発言してよろしいですか。

○鎌田座長 どうぞ。

○山本副座長 ヒアリングの点、後藤委員から御要望というか、御指摘があったところです。私も会議の割合最初の段階で、このヒアリングの点について若干の自分の意見を述べさせていただきました。

恐らく重要だと思うのは、何のためにどういう目的でこのヒアリングをやっていくのか、そして、そのヒアリングの結果をどのように生かしていくのかということだろうというふうに思っています。やるとすれば、あるいはどなたを対象にしてどういうテーマでやるかということを考えるに当たっては、そのヒアリングした結果に基づいて、この場でその内容について委員同士で十分な議論をし、かつ、それに基づいて、もちろん最終的な結論がどうなるか分からないけれども、一定の提言がなされるということについて、ある程度やはりコンセンサスがないと、なかなか難しいのかなというふうに思います。つまり、ヒアリングをしていろいろ伺ったけれども、その点について余り結局、最終的に十分な議論が行われず、ということに終わった場合には、やはりヒアリングの対象の方にも十分な時間を取っていただいて、貴重な時間を取っていただいてお話を頂くわけですので、それに基づいて十分な議論が行われるという見通しがやはり必要なのではないかというふうに思っているところでありまして、そういう点を踏まえて、ヒアリングを行うかどうか、あるいはどういう方、あるいは

どういうテーマでヒアリングを行うかということについて御検討いただければというふうに思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

篠塚委員，どうぞ。

○篠塚委員 私の発言補助資料の1ページを見ていただきたいんですけども、確かにいろいろな問題が複雑に絡み合っていますけれども、それを一遍に解決するというのは、一層また難しくなるということです。まず現状として、やはり現実にある問題として、弁護人の立会いなしに取調べが始まり、継続されているということ、それから、起訴前保釈の制度がないということ、それから、無罪推定がありながら身体不拘束というのが原則になっていないということ、それから、捜査段階において弁護人への証拠の開示がないということが、まず、あります。否認する、あるいは黙秘すれば、身体拘束が長期化するということも現実の問題だと思います。それから、長期勾留の状態によってどんな被害を被疑者に及ぼすかということについて、余り私たちは実感がないわけですけども、やはり日常の社会から隔離されて、情報も遮断され、23日間、会社に行けなくなれば生活の基盤が破壊されますし、当然不安になります。それに、リーク等で有罪推定されるような雰囲気が出ると、非常に社会的な憎悪が高まって、家族への打撃も大きいというところは、きっちり押さえておかなければいけないと思います。そういう意味で、村木さんの話をお聞きするというのは、本当に我々が市民感覚で、あるいは被疑者として、もし無罪の人が疑われた場合の立場を検証するという意味では、必要だと思います。一般にはなかなかそれは実感として分からないことなので。しかも、長時間、検察官が出すストーリーに依りなれば同じことを繰り返される、あるいは違うことを言われる。裁判になっても、先ほど言いましたように、完全な証拠開示はない。それは再審時もそうなのでですけども。先ほど言いましたように、筋書きは捜査官が押し付けた調書、今は少し違うのかもしれませんが、そういうのが基本にはあるというふうに今も理解しております。実際、架空の供述調書が作られたり、証拠の捏造が発覚した例もある、やはり暗数というものがあるわけですし、こういう事件を起こす元というのは何なのかというのは、やはり考えておく必要があります。

それから、ずっと言っています、刑事制度には検察官の倫理という問題が、刑事手続を支えるものとして、大きな要素があります。これが具体化していないと、抽象的には立派なものがあると思いますが、それもやや問題がありながら、全然具体化していないという点は大きな問題があります。

そういう点をそろえて、人質司法だとか、調書裁判だとか、有罪獲得至上主義だとか、捜査優先、人権軽視だ、あるいは自白偏重が冤罪の温床だと、そういうことがずっと言われてきて、国際的にもそれが浸透している。それを覆すためには、具体的に、例えば取調べの可視化だけではなくて、同時に弁護人立会いも認めていますというようなことを今度のコンGRESSで打ち出していくとかいうことで、やはり日本の刑事手続が変わっているのだと、国際社会に近づいているのだ、決して独特な制度だけで終わっているわけではないということは今、発信することこそが、本当に法務省あるいは検察の信頼を高めていくのだろうというふうに思っております。

○鎌田座長 ありがとうございます。

少し話が一方では広がっていますが、他方では3本目の柱についての中心的な課題の絞り

込みみたいな形になってきてはいますけれども、今議論が集中している立会いその他に限らず、もっとここも議論しておくべきではないかというふうな点についての御意見も出していただければと思うんですけれども、幅広く補的に御意見を伺えればと思います。どの点でも結構です。

後藤委員，どうぞ。

○後藤委員 先ほどの山本副座長の御発言についてです。確かに聞き放しではいけない、十分議論できないといけないと思います。しかし、問題点について現実に経験している当事者たちがどう感じているのかを聞いて、その感覚を共有するのはとても大事で、それを踏まえて議論をすることが必要だと思います。もちろん全ての論点についてそれをするゆとりはないですが、少なくとも弁護人立会いの問題については、それをするべきではないか、やっていただきたいというのが私のお願いでございます。

○鎌田座長 井上委員，どうぞ。

○井上委員 ヒアリングのお話ですけれども、山本副座長がおっしゃられたように、やはり出口を見て考えていくべきなんだろうと思います。それで、私はこの刑事手続について、どの程度この会議体で議論すべきかというのは、前にもお話ししたことなので、余り繰り返しませんけれども、やはりこの会議体の委員構成でありますとか考えると、特に取調べの立会いについてだけ取り出して議論するというのは、最終的に取り得る結論とは思えないんです。録音・録画を入れたときと同様に、取調べの立会いによって供述の獲得が困難になったことによる、証拠収集が困難になったことによる治安への影響等を考えて、やはりいろいろなフォローの策とセットにしてやっていかなければいけない。そのセットの策の詳細も、繰り返しませんけれども、いろいろなものがあって、非常に専門的な議論になっていくということがありますので、この会議体でやっていっても余り意味がないだろうなと思います。あと、もう一つは、立会いの問題もほかの問題もそうですけれども、大阪事件の後の在り方検討会と法制審の特別部会でいろいろ議論して、「取調べと供述調書に過度に依存した刑事司法からの脱却」という大目標に向けたセットのプランが、今、進行しているわけです。その議論の過程の中で、立会いの問題は、まず録音・録画を入れてから、その後の次の議論ですねというふうに整理されていますので、ここはまず、録音・録画の制度がどういうふうに運用されて、どういう機能があるのか、その事実を前提にしなければ、その先の立会いの議論をしても、非常に空疎なものになってしまうので、この場で先のことをやっていくことは私は反対ですので、そういう意味では、立会いのことに特化した形でのヒアリングみたいなことはすべきではないだろうなと思っています。

○鎌田座長 河合委員，どうぞ。

○河合委員 私も今の井上委員の意見に賛成でございます。録音・録画制度導入によって可視化が実現した、完全ではないですが、更に一步進めて弁護人の立会いを認めるとなると、捜査の質を確保するために捜査機関に新たな捜査手法を認めることも検討する必要があると思うんです。そういった、単に取調べの立会いだけでなく、捜査の在り方全般を根本的に変える可能性があるということから、それだけ捉えてやることについては疑問があります。

それから、視点は変わりますが、先ほど太田委員がおっしゃいましたが、欧米では捜査における取調べの比重が低いと承知しております。これは徐委員の一覧表を見ると、その代わ

りに広範な通信会話傍受とか、おとり潜入捜査とか、あるいは司法取引といった極めて強力な捜査手法が捜査機関に与えられているんですね。仮にそうした手法を我が国に導入するとした場合に、果たして我が国の国民性とか国民感情からして、受け入れられるかといった問題もあると思われまます。

そういったように、弁護士立会いは、単にそれのみで検討すべき問題ではなく、我が国の捜査の在り方を根本的に変えることからすると全体として考えるべき問題であって、この会議でそれを行うことについては、方向性を出すことも含めて適切ではないというのが私の意見です。

○鎌田座長 太田委員，どうぞ。

○太田委員 重ねてですけれども、ヒアリングについてありましたが、振り返ってみますと、村木さんの事件以降、井上委員もおっしゃっていますように、在り方検討会議があり、法制審があり、制度改正が行われ、そして、全面施行後3年見直しというのもきちんとスケジューリングされているという中であって、また振出しに戻るわけではないんでしょうけれども、そのスタートラインからというのは、そこまでの必要があるのかなというのが率直な感想でございます。

それから、勾留とか保釈の問題についても言われていますが、これも意見としては出ている話ですが、やはり勾留にしても起訴前と起訴後とでは随分性格が違いますので、ここは峻別して考えるべきでしょうし、起訴前の23日間、長いという御指摘がありましたけれども、資料の中の一覧表を見ればお分かりのとおり、決して長くはないと、むしろ短い中になんか詰め込んでいるというのが我が国の実態ではないかと思えます。また、起訴後の勾留について言いますと、これも、経験上の感覚的な物言いだけで恐縮なんですけれども、3年後見直しとも絡みますが、公判前整理手続が入るようになってから、公判前整理に非常に期間が掛かって、結果として、勾留というのは起訴後の場合、特にですけれども、罪証隠滅とか逃走のおそれというのに理由が絞られるわけなんですけれども、被告人が公判前整理手続によって長期間拘束されるという面も出てきているのかなという、そんな感じを抱いたこともございます。そういった点を含めて、改正刑訴の3年後見直しの中で全体的に議論されるべきではないかなということをおもいます。

あと、先ほど座長の御指摘の中で、ほかの論点についてもというのがありましたので、もう1点、申し上げたいと思えます。検察官の倫理ということについて、かねてから議論が出されていますけれども、これも大分議論が出ておりますけれども、やはり我が国と外国とで、例えば、沿革的なものも違っているんだろうと思えます。我が国の場合であれば、検察官はあくまでも一般職の国家公務員として、国家公務員の服務規律の世界で相当細かい規律がなされている。また、既に御紹介があったように、裁判官、弁護士、それぞれの世界の中で倫理といったものについての対応がなされている。言ってみれば、分化した中でそれぞれの進化を遂げてきているようなところがあります。

逆に言えば、アメリカは法曹三者一体ということでルールを作っているようですけれども、ルールといっても強制力があるものではなくて、我が国の場合、むしろ、例えば国家公務員法にしても、国家公務員倫理法にしても、完全にきちんと制度として確立してしまっていますので、制度として確立したものがないがゆえに、こういう共通の準則みたいなものを作っているということではないのかなという感じもいたします。

ですから、法制度で整備を進めてきている、それぞれに進化を遂げている我が国にあって、こういう倫理について重ねてまた何か新たなものを作っていくというのは、言ってみれば、木に竹をつぐようなことになって、実効性の面でも疑問が生じないかなというのを思っていますので、その点も補足として申し上げたいと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

篠塚委員，どうぞ。

○篠塚委員 その点を言われると、やはり私も言わざるを得ないわけですがけれども、検察官はやはり法律家なんですよ、弁護士や裁判官と同じように。それは公務員としての在り方とは違う高い倫理が求められている部分があるわけですし、それもやはり具体的に定めないと、実効的な、何というか、違法な行為を明確にし、より検察官としての職務規範を高めるといいますか、例えば証拠の開示にしても、あるべき証拠を出さないということ、アメリカであれば処罰されるけれども、日本では弁護側に有利な、被疑者・被告人、あるいは再審を求めている人に有利な証拠を出さなくても、何ら処分を受けない。外国であれば、それは処分を受けると。やはり世界的にも法律家として行うべき基準があるわけですがけれども、それは決して国家公務員法の中にあるわけではないということですので、是非この点は盛り込んでいただきたいというふうに思います。

○鎌田座長 鶴瀬委員，どうぞ。

○鶴瀬委員 先ほどの太田委員の、3年後見直しの中で全体的にこの問題を議論すべきだという御意見がありましたけれども、ちょっとうろ覚えなんですけれども、3年後見直しの範囲ですね、見直し規定の中に弁護人立会いが入っていないということをご心配される方があったように思うんですけれども、その点はどういうふうに考えられますでしょうか。もし、例えばここで3年後見直しの際に議論すべきであるというような提言をするということで、入ることなのか、それとも3年後見直しはもうやることが決まってしまうので、入れる余地がないというのか、どういうことなんでしょうか。

○鎌田座長 では、刑事局から。

○吉田刑事法制管理官 今御指摘のあった3年後検討については、現在は取調べの録音・録画制度の運用状況を含めて、様々な制度の運用状況についての情報を収集している段階です。それらを踏まえて、録音・録画制度を含む制度を改める必要があるのかどうか、また、それに関連して別の制度を改正する必要があるのかどうかということも議論の対象になってくるかと思えます。現時点で具体的に何を議論するかが決まっているものではありませんけれども、取調べへの弁護人の立会いということも関連して論点として取り上げられることはあり得ると思われまます。

○鎌田座長 後藤委員，どうぞ。

○後藤委員 それをご心配していたのは私です。2016年の刑訴法改正の附則9条の2項に検討事項が書いてあります。そこでは録音・録画制度などの法改正した部分について検討するというふうになっているので、改正に含まれていなかった弁護人立会いの問題が議論される保証はないと思います。

○鎌田座長 数年後見直しに係る附則の運用というのは、様々なことがあり得ると思うんですけれども、ここでも御意見があるように、個々の制度はやはり刑事司法手続全体の中に位置付けなければいけないということから言えば、幾つかの項目が列挙されているけれども、

それはやはり全体の流れの中に位置付けて見る、関連した制度全部の見直しにつながっていくんだという、そういうことはやはり私はあり得ると思うんですけども、そういうふうな目を持って、きちんと不断の改善に努めていってほしいというようなことをここで提言することには意味があるのだろうというふうに思っています。

ほかにも。

徐さん、どうぞ。

○徐オブザーバー 今、鶴瀬委員や後藤委員がおっしゃっていただいたことと近いんですけども、次回の法制審について、このような観点で必ず議論していただきたいというような形で、我々のこの会議体の中で提言していくとか、お話しするということはあり得ると思ったんですね。その前提として、民間だったり、刑事手続を専門とする方以外の委員がここにいらっしゃる、その会議体で、実際に取調べを受けたことがある人とか身柄拘束をされた方々の取調べの状況を聞くというのは、非常に重要なことだと私は理解しています。法制審の中にいらっしゃるような専門家の方々は、恐らくそういった場面を経験された方々と接することがすごく多いかと思っているんですけども、今日のお話でも種々ありました世論の理解とか、国際社会の指摘を踏まえるといったことは、そういった民間の方々がいる場で、実際にそういった体験をされた方々の話を聞いた上で、法制審に対してこの観点で議論してほしいということを伝えることだと思っているんです。

ですので、この会議体に、私自身も含めて、刑事手続を専門とする方以外の方がいらっしゃる場で、そういった話を聞いた上で、次の法制審でこの観点は必ず扱っていただきたいとか、こういった観点で議論をしていただきたいということを伝えること自体はとても有意義なものだと思っています。ですので、井上委員等が専門的な全体像を踏まえた上での議論はこの会議体でできないと言っていることは、私も全く同意でして、深い議論をこの会議体でできるとは全く思っていないんですけども、とはいえ、世論を踏まえて私たち自身は、この会議体の設置された契機である事件をどう理解し、次の法制審ではどのような議論をしてほしいと考えるかということ伝えること自体は、非常に重要だと思っています。その旨、伝えたくて発言しました。

○鎌田座長 ありがとうございます。

○紀藤副座長 私も今の徐さんの意見というのがこの会議体のもともとの目的だったというふうに理解しています。どうしてかという、できるだけ現場の人よりも一般の、むしろ刑事事件を知らない方を委員に入れると、それから、座長も副座長も刑事法畑ではない人を入れると。つまり、一般の人が人質司法であるとか弁護人立会いということがどういうふうに理解されているのかを、まず前提として、事実として判断するためには、参考人というものは必要になるのではないかというふうに思います。

その上で、幾つか根拠を挙げると、Q&Aには、先ほど私、ちょっと矛盾しているのではないかと議論しましたがけれども、Q&Aの7にはもうはっきりと、委員だけではなくて、そのような事態は被害者や事案の真相の解明を望む国民の理解を得られないと書いてあるんですよ。果たしてその国民の理解が得られないという国民というのは、一体どういう人を指すのかがちょっと分からないんですけども、いずれにせよ、国民の理解を得られないのであれば、むしろ刑事事件を知らない委員の先生方が入られているときに、ちゃんとその前提事実や状況については議論をきちんと、素人的な判断の方がむしろ正しいのかもしれ

ませんので、それはとても重要であると思います。

それから、2番目に、人質司法の問題と弁護人立会いの問題というのは、弁護人立会いは特にそうなんですけれども、そもそも法律で決められていないんですね。だから、検察庁の裁量でできるということを先ほど法務省の方も言われましたけれども、そうすると、先ほどから、事案の真相の解明に資さないようなことをずっと言われているんですけれども、そもそも自白している事件だったら、別に弁護人立会いを認めてもいいのではないですかね。むしろ証拠が固い事件であるとか、問題がない事案であれば、弁護人がむしろ立ち会った方が勾留期間が短くなるし、より正確な調書が得られるのではないかというふうに思うわけです。

どうしてそう思うのかというと、私も刑事事件たくさんやっていますけれども、むしろ私が立ち会った方が圧倒的に早く捜査が終わるのではないかという場合もあるし、証拠を検察官や警察が握っている関係で、見せてくれれば、もうそれで争わないということは幾らでもあるんですね、事案としては。実際そういう事件として、私の印象に残る事件の1つを紹介しますと、その事件では記者会見でも無罪の記者会見をたくさんしたんですけれども、それは証拠上、明らかに有罪事件だったんです。御本人は否認していたんです。けど明らかに有罪の事件で、やはり弁護人に教えておいていただければ、恐らく記者会見もしなかったし、その事件も最終的にうまく解決したと思うんですね。それは刑事事件にはなったんですけれども、被害者の事件でもあったんです。ですので、警察、検察の御理解で、最終的に有罪の答弁で、自白調書もできたんですけれども、略式の罰金で認めていただいて、結果的にご配慮いただきました。それは早い段階で弁護人が立ち会っていて証拠でも開示されていれば、もっとうまく解決できた事件だと思う事件があります。

つまり、特に問題がない事案から弁護人の立会いは認めていただいた方が、最終的に税金を投入して大々的に事件を調べるよりも圧倒的に早く解決するのではないかというふうに思えるものが実際の現場ではあるというのも、御理解いただきたいと思います。

それから、別の観点から二つ言いますと、今回広報の問題は大事だと思うんですけれども、国際課を作られたというのは、上川法務大臣のときに作られたということで、とてもいいことだと思うんですけれども、やはり広報官は必要なのかなというふうに思うのは、英語の翻訳が非常にぶれているところを見ても、やはりすごく気になります。

先ほど太田委員が刑事訴訟法の1条というのを言われたので、刑事訴訟法の公定訳を私、見ていたんです。そうしたら、刑事訴訟法の1条は、刑事事件につき公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにし、と書いてあるんですね。基本的人権はfundamental human rightsというのが公定訳でした。つまり、やはりbasic human rightsというのは、私はこの点でも明らかに間違いだと思います。それから、事案の真相を明らかにしというのは、clarify the factual backgroundとなっていました。つまり、clarifyの後ろには事実が来ているんですね。けど、clarify the truthというと、何か宗教的な真実を解明するみたいな、そんな曖昧なイメージになって、言葉としてはやはりよくないのではないかなと。それから、discover the truthという言葉がありましたけれども、そういう言葉にした方がいいとかですね、やはり法律の言葉というのはとても重要なので、そこは広報官というものを置いて、統一的な広報ということはやはり心がけないと、うまくいかないのではないかと思います。

最後に、そういう意味で、参考人の方がいろいろな意味で、提言も頂きたいと思うし、公

判の在り方もそうですけれども、弁護人の立会いもそうかもしれないし、それから、証拠開示の在り方、早めに証拠開示されれば、有罪答弁の事案だったら、むしろ問題がない事案もあると思いますので、そういう在り方であるとか、そういうものを議論する場として、この場はとても有用だというふうに思っております。

○鎌田座長 篠塚委員，どうぞ。

○篠塚委員 立会いの問題にしても、今日の村木さんからヒアリングするかどうかの問題にしても、やはり捜査あるいは刑事裁判に関わる人、いわゆる専門家の方は消極的だというのははっきりしているわけです。それはなぜだろうかという、やはり専門家は自分たちの自信の下にこの刑事裁判を運用して、それなりのいい結果が出ていると思うでしょうけれども、やはり大きな問題もあります。そこには弁護人だとか被疑者とか、あるいは国民とか、そういう異なる人の立場とか意見を聞いてこそ、その専門家もより良い次のステップに進めるといふところの視点がないのかなというふうに思います。何かそういうことをすると、自分たちが今までやっていたことを批判されているように感じるのでしょうか、決してそうではなくて、よりいいものを、いろいろな国民の中にある意見、視点、弁護人が考えている見方等を入れて、より国際的にも納得される、多様性を持った刑事司法にしていくということなので、もう少し度量をもって、市民の目線だとか被疑者、あるいは、要するに冤罪の被害者の意見を聞いた上で、検討していくべきです。それも聞かないで、専門家の今までやってきた延長の論理でこの議論を進めるといふのは、やはり禍根を残すのではないかと、この会議が設置された趣旨にも反するのではないかとこのように思います。

○鎌田座長 井上委員，どうぞ。

○井上委員 村木さんのヒアリングが必要ないのではないかとこのことは、私が思うには、10年前の取調べと今の取調べは全然変わってしまっているんで、昔冤罪被害を受けた人の話を聞いても今の取調べの状況の参考にならないし、かえって議論を誤るおそれがあるから、むしろ不適當ではないかと、そういう感じを持っているからなんです。

○鎌田座長 残りの時間も少なくなってきました。それで、第3の柱については、まだまだ今日初めて接した意見というふうなものもあろうかというふうに思いますし、ヒアリングをすることの積極的意見もありますけれども、ヒアリングをして終わりというわけにいかないという、次のステップをどう組み立てていくかという視点を持ちながらやっていかなければいけない、同時に、仮に弁護人立会いの問題に焦点を絞ってヒアリングをすると、ここの第3の柱の焦点は弁護士立会いの問題ですという立場の決定にもつながっていくようなところがあるので、私としては次回、また少しこの第3の柱全体の取扱い、最終的な報告書に向けてどういう形で取りまとめをイメージしながら議論していくべきかということも含めて、次回、もう一回この第3の柱について意見交換の場を作りたいというふうに思います。

同時に、上川大臣も、スピード感を持ってやっていただかないと、ゴーン事件からもう1年たってしまうようなときに何をやっているんだというふうな話になりかねないという御懸念を抱いていらっしゃるように拝察いたしておりますので、スピード感を持って取りまとめをしていくという意味では、第1と第2の柱についてこれまで御議論いただいたことについて、大まかな整理をしてお示しをするということ、次の回で、提案という大げさですけども、提示させていただいて、締めくくりに向けていきたいと考えています。

そういう意味で、先ほどの、両論併記というのがいい言い方とは思わないですけども、

両論併記みたいなのはただの議事録を作っただけで提言ではないという御指摘は、誠にごもつともなんですけれども、これまで第1の柱も第2の柱も第3の柱も、かなり意見が割れているところで、どれかの意見に多数決で決めてしまうということは、逆に少数意見は消えていってしまう可能性があるわけです。他方、私もそう思うんですけれども、上川大臣もそういう御意向をお持ちで、この場でいろいろな視点の意見が出ていること、それを次の検討の素材に使えるようにしてほしいから、いろいろな意見が出たら、いろいろな意見があったということを反映したような報告書ということも考えてほしいというふうにおっしゃったと記憶していますので、それらも含めて、次回にまた御意見を伺いたいと思います。最終的な取りまとめはどんな方向に向かっていったらいいかというようなことについても、それぞれの委員、オブザーバーの皆さんでそれぞれにお考えをまとめていただいて、お持ち寄りいただければと思いますけれども、そんな進め方でいかがでしょうか。ヒアリングするかしないかについても、そのときに議論したいと思います。

○紀藤副座長 議事録の関係もあるので、私の資料の二つ目と三つ目だけ簡単に説明させてほしいんですけれども、太田さんが初期の頃に、米国のテキサス州の法律家職務規範規則に関しては、陪審制の下による広報的なものとの関係性とか、そういう話をされたと思いますので、私の方でテキサス州の法律家職務規範規則と、米国法曹協会の法律家職務模範規則は、特に検察官の特別な責務として規定されているところだけ翻訳してみました。ここは議論がかみ合うように、前提事実としたいと思っております。

それから、先ほど検察官の倫理に関して太田委員から出たんですけれども、これは日本の検察庁も参加している国際検察官協会という団体があるんですけれども、そこでそもそも検察官の職務責任基準を定めています。それが国際的な基準ということになっているわけなんですけれども、これを見ますと、4ページを見ていただければ分かるとおりなんですけれども、検察官というのが特に重要だということが書かれているんですね。職業上の行為ということで、常に最高基準の誠実さと慎重さをもって行動しなければならないと、そういうことが書かれていまして、線のところを追いかけていただければいいんですが、それはshallということに掛かっているの、ならなければならないという義務的な規定として定められていて、普通の公務員とはもう明らかに違う書き方をされているんですね。

それで、目次の1ページを見ていただければ分かるとおりなんですけれども、職務行為のことが書いてあって、その2番目の柱は独立なんです。つまり、検察官というのは普通の公務員とは違って、とにかく独立性がとても重要だと、そのために権利が付与されていると。公平性であるとか、役割とか、協力とか、義務が規定されていて、最後に、権利という書き方なんですけれども、Empowermentというのは権限の付与とも訳すんでしょうけれども、そもそも、この冒頭がRights of Prosecutorsと書いてあるので、権利なので、ここでは権利の付与と訳していますが、検察官の権利、つまり独立性を保つための権利がたくさん定められているということになります。だから、そういう意味で、議論の前提事実は、やはりこういう問題を抱えているということをお前提に議論した方がいいのかなと私は思っております。

○鎌田座長 ありがとうございます。

最後に何か、これだけはどういうようなことがありましたら。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 先ほど座長は、最終的には両論併記的なこともやむを得ないかもしれないという

御趣旨だったと思います。それはそうかもしれないけれども、そこに行く前に、一致点を探る十分な努力が必要だと思います。

それからもう一つ、私の発言補助資料の1のところを御説明していませんでした。これは前回の議論を自分で反芻してみても思ったことを述べたものでございます。端的に言うと、官僚も、大臣を含む政治家も、国民に対する説明責任をもっと強く意識していただきたいという趣旨でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

そういう意味で、第1の柱、第2の柱についての補充的な御意見等も次回またお述べいただく時間をもちたいというふうに思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

できるだけ次回に大体こんなふうな、一つ目の柱には大体こういう意見が中心的なものであるというふうな、こういうものをできるだけ早く、うかつに約束すると後が大変なんですけれども、できるだけ早く委員の皆様方にお届けして、その過不足を修正する、あるいはもっと全く足りないというところについての御提案も含めて、次回、御議論いただければというふうに思っておりますけれども、そのような進め方でよろしいでしょうか。

篠塚委員、どうぞ。

○篠塚委員 最初におっしゃったときに言えばよかったのですが、前回の、法務省の文書管理が適法だったかどうかについて、私は違法であったという意見で申し上げたつもりです。そこはよろしく願いいたします。

○鎌田座長 分かりました。それでは、本日の議事はここまでとさせていただきます。

議事録につきましても、特に公表に適さない内容はなかったと思われまので、発言者名を明らかにした議事録を作成してホームページ上で公表すると、このような進め方にさせていただきたいと思います。本日お手元にお届けさせていただきました配布資料も、全てホームページ上に公表するというようにさせていただきます。

あわせて、前回、私が森前大臣に提出した座長報告につきましても、これは会議体の意見ではないから、会議体の資料の中に入れるのは不適切だということで、ホームページに出さなかったということも申し上げましたけれども、委員等以外は見られないというのものがなものであるかという御意見もありましたので、これは会議体の資料とは違うものですが、こういうものを座長報告として大臣に提出しましたということ、その報告の中身が分かるようにホームページ上で掲載するというようにしたいと思っております。これは飽くまで座長の個人的な見解であるということについて誤解が生じないような形でホームページ上に公表させていただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次回の予定等につきまして、事務局から説明してもらいます。

○保坂事務局 皆さんの御都合を照会させていただきました結果、御都合付かない方には恐縮でございますが、次回の第7回会議は、11月12日木曜日、午後1時30分から開催することを予定しております。会議の方式については、また追って御連絡させていただきます。

○井上委員 後ろの予定は何時間ぐらい見ればいいでしょうか。一応3時間見るという感じの方が、念のため、そうしましょうか。

○鎌田座長 はい、今日も、3時間です。

○井上委員 早く終われば早く終わったで。

○鎌田座長 早く終わることを目指しながら，3時間確保しておいていただければと思いますので，よろしくお願いいたします。

11月12日午後1時半から4時半までということで，よろしくお願いいたします。

それでは，本日はこれにて閉会といたします。大変長い時間，熱心な御議論いただきまして，誠にありがとうございました。